

令和2年度第2回野田市自立支援・障がい者差別解消支援
地域協議会 次第

日 時 令和2年11月2日(月)
午後1時30分から
場 所 市役所8階大会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 第6期野田市障がい福祉計画及び第2期野田市障がい児福祉計画
(素案) について
- (2) 日中サービス支援型共同生活援助の「報告・評価」結果について
- (3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協
議の場の設置(案) について

3 そ の 他

4 閉 会

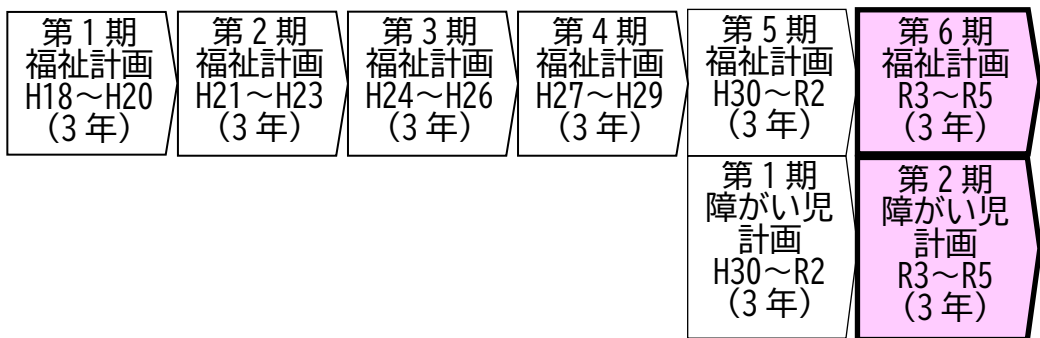
野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会 委員名簿

令和２年１１月２日現在

氏名	任期	選出区分	所属団体等	備考
岡田 吉郎	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	一般社団法人 野田市医師会	
柄澤 隆一	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	障害者就業・生活支援 センターはーとふる	
清本 健二郎	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援 センターのだネット	
小林 公平	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市立こだま学園	
金剛寺 守	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	柏人権擁護委員 協議会野田部会	
清宮 絹江	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市民生委員 児童委員協議会	
高峰 啓三	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人円融会	副会長
田中 洋介	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人 野田市社会福祉協議会	
中野 徹也	令和２年７月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田市社会福祉協議 会（野田市成年後見支援センター）	
並木 徹	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市障がい者基幹相談 支援センター	
野村 祐一	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人 野田みどり会	
張替 初美	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	千葉県司法書士会 柏支部	
増田 雅樹	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田芽吹学園	
大野 祐子	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体 連絡会	
加藤 満子	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体 連絡会	会長

小俣 文宣	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体 連絡会	
吉岡 靖二	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体 連絡会	
荒木 なおみ	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	千葉県野田健康福祉セン ター地域保健福祉課	
池田 亜由美	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	野田市保健センター	
海老原 孝雄	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	野田市商工観光課	
太田 義則	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	野田市消防署	
鈴木 恵太	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	千葉県柏児童相談所	
鈴木 ひとみ	令和２年１１月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	千葉県野田警察署 生活安全課	
須田 光浩	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	野田市子ども家庭 総合支援課	
松浦 雅子	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	千葉県立 野田特別支援学校	
宮崎 英雄	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	人権・男女共同参画 推進課	
柳下 信雄	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	松戸公共職業安定所 野田出張所	
山田 桂一	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	野田市教育委員会 指導課	
山本 茂	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	野田市人事課	
渡邊 宏治	令和２年４月１日から 令和４年３月３１日まで	関係行政機関の職員	野田市介護保険課	

第６期野田市障がい福祉計画、第２期野田市障がい児福祉計画（素案）	第５期野田市障がい福祉計画、第１期野田市障がい児福祉計画
１ 計画の策定に当たって （１）計画策定の趣旨 野田市障がい福祉計画及び野田市障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）は、障がい者及び障がい児（以下「障がいのある人」という。）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障がいのある人の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。 （２）計画の位置付け・他の計画との関係 ア 位置付け 野田市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされた計画です。 野田市障がい児福祉計画は、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとされた計画です。 なお、本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項の規定により一体のものとして作成できるものとされています。 イ 他計画との関係 本計画は、本市の障がい施策の基本的方向を示す指針である「野田市障がい者基本計画」と調和が保たれたものとします。 また、野田市総合計画に即したものとし、関連する地域福祉計画及び各保健施策分野の計画との整合性が図られたものとします。 （３）計画の期間 本計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。 なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。	１ 計画の策定に当たって （１）計画策定の趣旨 本計画は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障がいの福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。 （２）計画の位置付け・他の計画との関係 ア 位置付け 本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定することとされた計画です。 イ 他計画との関係 本計画は、本市の障がい者施策の基本的方向を示す指針である「野田市障がい者基本計画」と調和が保たれたものとします。 また、野田市総合計画に即したものとし、関連する地域福祉計画及び各保健施策分野の計画との整合性が図られたものとします。 （３）計画の期間 本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。 なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）	第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画
【計画期間】  （４）計画の基本理念 障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性 を尊重し支え合う共生社会の構築 「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して 本計画の基本理念は、第3次野田市障がい者基本計画と共通の理念とします。 この基本理念と障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、本計画を作成します。 ア 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援 共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。 イ 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 障害福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人（発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。 ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を	【計画期間】  （４）計画の基本理念 障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性 を尊重し支え合う共生社会の構築 本計画の基本理念は、第2次野田市障がい者基本計画改訂版と共通の理念とします。 この基本理念と障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、本計画を作成します。 ア 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。 イ 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等で18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。 ウ 入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 障がい者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を進めます。

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）	第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画																												
進めます。 入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を図ります。 エ 地域共生社会の実現に向けた取組 地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進します。 オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援について、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。 カ 障がい福祉人材の確保 障がいの重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために必要な人材を確保するため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の積極的な周知・広報等に取り組みます。 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に取り組みます。 キ 障がいのある人の社会参加を支える取組 障がいのある人の地域における社会参加を促進するために、障がいのある人の多様なニーズを踏まえた支援を推進します。	エ 地域共生社会の実現に向けた取組 地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進します。 オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援 障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援について、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。																												
2 第 5 期計画における進捗状況 （1）指定障害福祉サービス及び指定相談支援 ア 訪問系サービス 見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績） <table><tr><th>サービス名</th><th>単位</th><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2 年度</th></tr><tr><td>居宅介護</td><td rowspan="2">時間／月</td><td>2, 549</td><td>2, 664</td><td>2, 864</td></tr><tr><td>重度訪問介護</td><td>2, 037</td><td>1, 783</td><td>2, 272</td></tr></table>	サービス名	単位	30年度	元年度	2 年度	居宅介護	時間／月	2, 549	2, 664	2, 864	重度訪問介護	2, 037	1, 783	2, 272	2 第 4 期計画における進捗状況 （1）指定障害福祉サービス及び指定相談支援 ア 訪問系サービス 見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績） <table><tr><th>サービス名</th><th>単位</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th></tr><tr><td>居宅介護</td><td rowspan="2">時間／月</td><td>2, 054</td><td>2, 229</td><td>2, 403</td></tr><tr><td>重度訪問介護</td><td>2, 335</td><td>2, 464</td><td>2, 491</td></tr></table>	サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	居宅介護	時間／月	2, 054	2, 229	2, 403	重度訪問介護	2, 335	2, 464	2, 491
サービス名	単位	30年度	元年度	2 年度																									
居宅介護	時間／月	2, 549	2, 664	2, 864																									
重度訪問介護		2, 037	1, 783	2, 272																									
サービス名	単位	27年度	28年度	29年度																									
居宅介護	時間／月	2, 054	2, 229	2, 403																									
重度訪問介護		2, 335	2, 464	2, 491																									

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）						第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画					
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実人／月	177	187	208		同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実人／月	121	130	139	
		153	142	173				151	161	170	
※実績は、30年度、元年度は 3 月時点、2 年度は 3 月時点の見込みを表しています。（以下、指定障害福祉サービス、指定相談支援及び障がい児を対象としたサービスについては同じ。）						※実績は、27年度、28年度は 3 月時点、29年度は 3 月時点の見込みを表しています。（以下、指定障害福祉サービス、指定相談支援及び障がい児を対象としたサービスについては同じ。）					
30年度、元年度において、利用時間及び利用日人数とも計画値には達しませんでした。今後とも地域移行が進むなかで在宅生活を支えるこれらのサービス基盤の一層の拡充と整備が必要となることから、これらを課題として、今後も相談支援事業所と連携し、障がい者の在宅での生活が充実したものになるように努めます。						27年度、28年度において、利用人数、利用時間とも見込量を上回っていることから、依然として利用者側のニーズが高いサービスと考えられます。					
イ 日中活動系サービス						イ 日中活動系サービス					
見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）						見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）					
サービス名	単位	30年度	元年度	2 年度		サービス名	単位	27年度	28年度	29年度	
生活介護	延人日／月	5,709	5,896	6,056		生活介護	延人日／月	5,344	5,638	5,933	
		5,483	5,612	5,874				5,378	5,616	5,459	
	実人／月	306	316	326			実人／月	272	287	302	
		301	301	317				280	287	294	
自立訓練（機能訓練）	延人日／月	30	30	30		自立訓練（機能訓練）	延人日／月	15	30	45	
		0	21	9				0	0	12	
	実人／月	1	1	1			実人／月	1	2	3	
		0	1	1				0	0	1	
自立訓練（生活訓練）	延人日／月	104	99	88		自立訓練（生活訓練）	延人日／月	138	165	193	
		136	169	139				122	117	105	
	実人／月	7	6	5			実人／月	15	18	21	
		8	10	7				10	7	7	
就労移行支援	延人日／月	469	481	506		就労移行支援	延人日／月	651	716	781	
		772	738	723				351	410	458	
	実人／月	31	33	36			実人／月	40	44	48	
		42	42	42				18	29	29	
就労継続支援（A 型）	延人日／月	1,428	1,694	1,972		就労継続支援（A 型）	延人日／月	252	349	446	
		1,268	1,441	1,785				696	1,027	1,098	

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）					第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画				
	実人／月	82	96	112		実人／月	13	18	23
		70	82	102			37	55	62
就労継続支援（Ｂ型）	延入日／月	1,642	1,717	1,963	就労継続支援（Ｂ型）	延入日／月	1,368	1,422	1,475
		1,494	2,202	1,944			1,495	1,533	1,535
	実人／月	101	105	120		実人／月	77	80	83
		96	128	120			84	85	96
就労定着支援	実人／月	5	10	15	療養介護	実人／月	14	14	14
		3	4	6			12	13	16
療養介護	実人／月	17	19	20	短期入所	延入日／月	263	293	354
		12	13	15			309	333	338
短期入所	延入日／月	359	367	384		実人／月	43	48	58
		421	303	357			46	54	56
	実人／月	58	62	66					
		56	27	55					
30年度、元年度において、生活介護、就労継続支援（Ａ型）、就労定着支援及び療養介護は利用延入日及び利用日人数ともに見込量に達しませんでした。自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（Ｂ型）及び短期入所については、利用延べ入日又は利用人数のいずれかが見込量に達しませんでした。就労移行支援は、利用延べ人数、利用人数とも見込量を上回りました。療養介護は、元年度において、柏市にある東葛医療福祉センター光陽園に５人、そのほかの療養介護事業所に８人、計13人が利用しました。									
ウ 居住系サービス									
見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）									
サービス名	単位	30年度	元年度	2年度					
自立生活援助	実人／月	5	10	15					
		0	0	0					
共同生活援助	実人／月	131	140	152					
		123	140	155					
施設入所支援	実人／月	90	88	87					
		89	90	86					
30年度、元年度において、共同生活援助は、実績値は見込量を上回りました。また、自立生活援助は見込量に達しませんでした。施設入所支援は、30年度は見込量に達しませんでした。元年度は見込量を上回りました。									

	実人／月	13	18	23		実人／月	13	18	23
		37	55	62			37	55	62
就労継続支援（Ｂ型）	延入日／月	1,368	1,422	1,475	就労継続支援（Ｂ型）	延入日／月	1,368	1,422	1,475
		1,495	1,533	1,535			1,495	1,533	1,535
	実人／月	77	80	83		実人／月	77	80	83
		84	85	96			84	85	96
療養介護	実人／月	14	14	14	療養介護	実人／月	14	14	14
		12	13	16			12	13	16
短期入所	延入日／月	263	293	354	短期入所	延入日／月	263	293	354
		309	333	338			309	333	338
	実人／月	43	48	58		実人／月	43	48	58
		46	54	56			46	54	56
27年度、28年度において、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援は、利用延べ人数、利用人数とも見込量に達しませんでした。生活介護、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、短期入所は、利用延べ人数、利用人数とも見込量を上回りました。療養介護は、28年度において、柏市にある東葛医療福祉センター光陽園に５人、そのほかの療養介護事業所に８人、計13人が利用しました。									
ウ 居住系サービス									
見込量及び実績（上段が見込量、下段が27・28年度：実績、29年度：実績見込み）									
サービス名	単位	27年度	28年度	29年度					
施設入所支援	実人／月	95	93	91					
		94	92	91					
共同生活援助	実人／月	101	111	121					
		99	109	120					
施設入所支援は見込量に達しましたが、共同生活援助は、達しませんでした。									

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）

工 指定相談支援

見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）

サービス名	単位	30年度	元年度	2年度
計画相談支援	実人／月	170	179	207
		108	131	172
地域移行支援	実人／月	1	1	1
		0	0	0
地域定着支援	実人／月	1	1	2
		0	0	0

30年度、元年度の計画相談支援の実績値は、見込量に達しませんでした。また、地域移行支援及び地域定着支援については、実績がありませんでした。

（２）地域生活支援事業

ア 必須事業

見込量及び実績（各年度末の実施状況又は年間の見込量及び実績）

事業名	30年度		元年度		2年度
	見込量	実績	見込量	実績	見込量
ア 理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施
イ 自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
ウ 相談支援事業					
①相談支援事業					
1. 障がい者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
2. 地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施
②相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施
エ 成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
オ 成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
カ 意思疎通支援事業					
①意思疎通支援者派遣事業	920件	556件	968件	508件	1,018件
②意思疎通支援者設置事業	2人	2人	2人	2人	2人
キ 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	8件	6件	8件	3件	8件

第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画

工 指定相談支援

見込量及び実績（上段が見込量、下段が27・28年度：実績、29年度：実績見込み）

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	実人／月	60	60	9
		190	165	14
地域移行支援	実人／月	5	6	7
		0	0	0
地域定着支援	実人／月	5	6	7
		0	0	0

27年度、28年度の計画相談支援の実績値は、見込量を上回りましたが、地域移行支援及び地域定着支援については、実績がありませんでした。

(2) 地域生活支援事業

ア 必須事業

見込量及び実績（各年度末の実施状況又は年間の見込量及び実績）

事業名	27年度		28年度		29年度
	見込量	実績	見込量	実績	見込量
(1) 相談支援事業					
①相談支援事業					
ア 障がい者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
イ 地域自立支援協議会（注）	実施	実施	実施	実施	実施
②相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施
③成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
(2) コミュニケーション支援事業					
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	664件	750件	664件	832件	664件
②手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	2人	2人
(3) 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	5件	14件	5件	2件	5件
②自立生活支援用具	18件	20件	18件	34件	18件
③在宅療養等支援用具	18件	18件	18件	13件	18件
④情報・意思疎通支援用具	12件	34件	12件	26件	12件

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）

	②自立生活支援用具	21件	25件	21件	20件	21件
	③在宅療養等支援用具	17件	19件	17件	18件	17件
	④情報・意思疎通支援用具	23件	18件	23件	25件	23件
	⑤排泄管理支援用具	3,209件	2,889件	3,347件	3,031件	3,489件
	⑥居宅生活動作補助用具	3件	0件	3件	1件	3件
ク	手話奉仕員養成研修事業	14人	9人	14人	20人	14人
ケ	移動支援事業	12,234時間	15,030時間	12,234時間	16,130時間	12,234時間
		115人	133人	115人	128人	115人
コ	地域活動支援センター					
	①市内利用分	5か所	4か所	5か所	5か所	5か所
		180人	140人	180人	165人	180人
	②市外利用分	4か所	3か所	4か所	3か所	4か所
		15	11人	15人	11人	15人

相談支援事業は、各事業とも見込量どおりの実績となりました。

意思疎通支援事業は、手話通訳者設置事業は見込量どおりの実績となりましたが、意思疎通支援者派遣事業は見込量に達しませんでした。

日常生活用具給付等事業は、各事業とも見込量に達しませんでした。

移動支援事業は、見込量を上回る実績となりました。

地域活動支援センターは、市内利用分、市外利用分ともに、施設数及び利用人員ともに見込量に達しませんでした。

イ その他の事業

見込量及び実績（各年度末の実施状況又は年間の見込量及び実績）

事業名		30年度		元年度		2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	
①	訪問入浴サービス事業	実施	実施	実施	実施	実施	
②	生活訓練等事業	実施	実施	実施	実施	実施	
③	日中一時支援事業	障がい者	4,799回	5,772回	4,799回	5,217回	4,799回
			97人	113人	97人	107人	97人
	障がい児	5,002回	5,556回	5,002回	4,427回	5,002回	
		61人	59人	61人	65人	61人	

第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画

	⑤排泄管理支援用具	2,687件	3,325件	2,687件	3,078件	2,687件
	⑥居宅生活動作補助用具	3件	4件	3件	1件	3件
(4)	移動支援事業	14,784時間	7,664時間	14,784時間	11,187時間	14,784時間
		135人	84人	135人	104人	135人
(5)	地域活動支援センター					
	①市内利用分	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		119人	133人	119人	151人	119人
	②市外利用分	7か所	6か所	7か所	4か所	7か所
17人		15人	17人	15人	17人	

注：地域自立支援協議会は、平成28年11月から自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改めました。

相談支援事業は、各事業とも見込量どおりの実績となりました。

コミュニケーション支援事業は、見込量を上回る実績となりました。

日常生活用具給付等事業は、自立生活支援用具及び情報・意思疎通支援用具のほか利用者が定期的に購入するストーマ装具等の排泄等管理支援用具が継続して見込量を上回っています。

移動支援事業は、送迎を行う放課後等デイサービスに利用がシフトしたことにより、当初の見込量と実績に乖離があるものと考えられます。

地域活動支援センターは、市内利用分については、施設数及び利用人員ともに見込量以上の実績となりましたが、市外利用分については、施設数及び利用人員ともに見込量に達しませんでした。

イ その他の事業

見込量及び実績（各年度末の実施状況又は年間の見込量及び実績）

事業名		27年度		28年度		29年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量
(1)	訪問入浴サービス事業	実施	実施	実施	実施	実施
(2)	生活訓練等事業	実施	実施	実施	実施	実施
(3)	日中一時支援事業	10,472回	9,359回	10,472回	8,865回	10,472回
		153人	162人	153人	150人	153人
(4)	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施	実施	実施	実施	実施

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）							第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画						
④	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施	実施	実施	実施	実施	(5)	点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	実施	実施
⑤	点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	実施	実施	(6)	奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施	実施	実施
⑥	奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施	実施	実施	(7)	自動車運転免許取得・改造助成事業	実施	実施	実施	実施	実施
⑦	自動車運転免許取得・改造助成事業	実施	実施	実施	実施	実施							
令和元年度の日中一時支援事業（障がい児）が見込量に達していませんが、その他の事業は、見込量どおりの実績となりました。							日中一時支援事業が見込量に達していませんが、その他の事業は、見込量どおりの実績となりました。日中一時支援事業は、放課後デイサービスに利用がシフトしたことにより、当初の見込量と実績に乖離があるものと考えられます。						
(3) 障がい児を対象としたサービス							(3) 障がい児を対象としたサービス						
見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）							見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）						
サービス名		単位	30年度	元年度	2 年度		サービス名		単位	27年度	28年度	29年度	
障害児相談支援	実人／月		104	123	141		障害児相談支援	実人／月		10	15	20	
			73	89	126					33	57	94	
児童発達支援	延人日／月		1,044	1,173	1,298		児童発達支援	延人日／月		490	569	647	
			1,407	1,286	1,563					582	702	859	
	実人／月		93	102	113			実人／月		50	58	66	
			147	156	168					52	61	80	
医療型児童発達支援	延人日／月		20	30	40		医療型児童発達支援	延人日／月		104	138	173	
			0	0	0					8	0	0	
	実人／月		2	3	4			実人／月		9	12	15	
			0	0	0					1	0	0	
放課後等デイサービス	延人日／月		3,079	3,569	4,035		放課後等デイサービス	延人日／月		818	939	1,061	
			2,913	2,946	3,885					1,302	1,840	2,481	
	実人／月		260	299	338			実人／月		81	93	105	
			237	236	306					118	156	214	
保育所等訪問支援	延人日／月		5	5	7		保育所等訪問支援	延人日／月		12	18	24	
			4	12	8					2	3	3	

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）						第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画																																																																																																
		実人／月	4	5	6			実人／月		4	6	8																																																																																										
			3	8	7					1	2	3																																																																																										
居宅訪問型児童発達支援		延人日／月	20	30	40																																																																																																	
			0	0	0																																																																																																	
		実人／月	2	3	4																																																																																																	
			0	0	0																																																																																																	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		実人／月	1	1	1																																																																																																	
			0	0	0																																																																																																	
医療型児童発達支援は、28年度に市内の事業所がなくなり、市外の事業所への利用もないことから、29年度以降の実績がなくなりました。 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、事業所の増加や制度の周知により利用は増加しておりますが、延人日、実人とも見込量には達しませんでした。放課後等デイサービスについては事業所数が増加しており、相談支援事業所等の関係機関と連携を図りながら、適切な療育が提供されるように努めます。 保育所等訪問支援は、延人日、実人とも見込量に達しておりませんが、引き続き利用の把握に努めながら、利用の促進に努めます。 居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度から開始したサービスですが、市内に事業所がなく、市外の事業所への利用もないことから、実績はありませんでした。 障害児相談支援は、利用は増加しておりますが延人日、実人数ともに見込み量に達しませんでした。																																																																																																						
（４）令和 2 年 3 月 31 日現在の手帳所持者数 ア 身体障害者手帳（単位：人） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">障がい別・区分</th><th rowspan="2">程度</th><th rowspan="2">計</th><th colspan="6">内 訳</th></tr><tr><th>1 級</th><th>2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th><th>5 級</th><th>6 級</th></tr><tr><td rowspan="3">視 覚 障 が い</td><td>18 歳未満</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>18 歳以上</td><td>309</td><td>89</td><td>103</td><td>22</td><td>23</td><td>57</td><td>15</td></tr><tr><td>計</td><td>312</td><td>90</td><td>103</td><td>22</td><td>24</td><td>58</td><td>15</td></tr><tr><td rowspan="3">聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い</td><td>18 歳未満</td><td>19</td><td>0</td><td>6</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td>8</td></tr><tr><td>18 歳以上</td><td>386</td><td>20</td><td>105</td><td>37</td><td>94</td><td>3</td><td>127</td></tr><tr><td>計</td><td>405</td><td>20</td><td>111</td><td>40</td><td>96</td><td>3</td><td>135</td></tr><tr><td rowspan="3">音 声 ・ 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 が い</td><td>18 歳未満</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>18 歳以上</td><td>85</td><td>3</td><td>9</td><td>44</td><td>29</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>85</td><td>3</td><td>9</td><td>44</td><td>29</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>												障がい別・区分		程度	計	内 訳						1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	視 覚 障 が い	18 歳未満	3	1	0	0	1	1	0	18 歳以上	309	89	103	22	23	57	15	計	312	90	103	22	24	58	15	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18 歳未満	19	0	6	3	2	0	8	18 歳以上	386	20	105	37	94	3	127	計	405	20	111	40	96	3	135	音 声 ・ 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 が い	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	18 歳以上	85	3	9	44	29	0	0	計	85	3	9	44	29	0	0
障がい別・区分		程度	計	内 訳																																																																																																		
				1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級																																																																																													
視 覚 障 が い	18 歳未満	3	1	0	0	1	1	0																																																																																														
	18 歳以上	309	89	103	22	23	57	15																																																																																														
	計	312	90	103	22	24	58	15																																																																																														
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18 歳未満	19	0	6	3	2	0	8																																																																																														
	18 歳以上	386	20	105	37	94	3	127																																																																																														
	計	405	20	111	40	96	3	135																																																																																														
音 声 ・ 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 が い	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0																																																																																														
	18 歳以上	85	3	9	44	29	0	0																																																																																														
	計	85	3	9	44	29	0	0																																																																																														
（４）平成 29 年 3 月 31 日現在の手帳所持者数 ア 身体障害者手帳（単位：人） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">障がい別・区分</th><th rowspan="2">程度</th><th rowspan="2">計</th><th colspan="6">内 訳</th></tr><tr><th>1 級</th><th>2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th><th>5 級</th><th>6 級</th></tr><tr><td rowspan="3">視 覚 障 が い</td><td>18 歳未満</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>18 歳以上</td><td>289</td><td>95</td><td>92</td><td>22</td><td>20</td><td>44</td><td>16</td></tr><tr><td>計</td><td>291</td><td>95</td><td>92</td><td>22</td><td>20</td><td>46</td><td>16</td></tr><tr><td rowspan="3">聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い</td><td>18 歳未満</td><td>18</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td><td>6</td></tr><tr><td>18 歳以上</td><td>394</td><td>21</td><td>117</td><td>42</td><td>89</td><td>4</td><td>121</td></tr><tr><td>計</td><td>412</td><td>21</td><td>121</td><td>46</td><td>93</td><td>4</td><td>127</td></tr><tr><td rowspan="3">音 声 ・ 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 が い</td><td>18 歳未満</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>18 歳以上</td><td>84</td><td>4</td><td>10</td><td>43</td><td>27</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>84</td><td>4</td><td>10</td><td>43</td><td>27</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>												障がい別・区分		程度	計	内 訳						1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	視 覚 障 が い	18 歳未満	2	0	0	0	0	2	0	18 歳以上	289	95	92	22	20	44	16	計	291	95	92	22	20	46	16	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18 歳未満	18	0	4	4	4	0	6	18 歳以上	394	21	117	42	89	4	121	計	412	21	121	46	93	4	127	音 声 ・ 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 が い	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	18 歳以上	84	4	10	43	27	0	0	計	84	4	10	43	27	0	0
障がい別・区分		程度	計	内 訳																																																																																																		
				1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級																																																																																													
視 覚 障 が い	18 歳未満	2	0	0	0	0	2	0																																																																																														
	18 歳以上	289	95	92	22	20	44	16																																																																																														
	計	291	95	92	22	20	46	16																																																																																														
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18 歳未満	18	0	4	4	4	0	6																																																																																														
	18 歳以上	394	21	117	42	89	4	121																																																																																														
	計	412	21	121	46	93	4	127																																																																																														
音 声 ・ 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 が い	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0																																																																																														
	18 歳以上	84	4	10	43	27	0	0																																																																																														
	計	84	4	10	43	27	0	0																																																																																														

第６期野田市障がい福祉計画、第２期野田市障がい児福祉計画（素案）										第５期野田市障がい福祉計画、第１期野田市障がい児福祉計画									
肢体不自由	18歳未満	59	34	7	7	4	5	2		肢体不自由	18歳未満	60	36	10	4	3	4	3	
	18歳以上	2,684	487	562	510	780	210	135			18歳以上	2,876	566	610	547	823	206	124	
	計	2,743	521	569	517	784	215	137			計	2,936	602	620	551	826	210	127	
内部障がい	18歳未満	18	13	1	1	3	0	0		内部障がい	18歳未満	14	10	0	3	1	0	0	
	18歳以上	1,700	1,121	26	194	359	0	0			18歳以上	1,666	1,101	25	202	338	0	0	
	計	1,718	1,134	27	195	362	0	0			計	1,680	1,111	25	205	339	0	0	
心臓	18歳未満	8	5	1	1	1	0	0		心臓	18歳未満	5	3	0	1	1	0	0	
	18歳以上	842	650	5	94	93	0	0			18歳以上	771	613	4	80	74	0	0	
	計	850	655	6	95	94	0	0			計	776	616	4	81	75	0	0	
呼吸器	18歳未満	4	3	0	0	1	0	0		呼吸器	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0	
	18歳以上	95	24	3	60	8	0	0			18歳以上	125	31	4	80	10	0	0	
	計	99	27	3	60	9	0	0			計	127	33	4	80	10	0	0	
じん臓	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0		じん臓	18歳未満	3	2	0	1	0	0	0	
	18歳以上	451	430	0	17	4	0	0			18歳以上	462	442	2	15	3	0	0	
	計	453	432	0	17	4	0	0			計	465	444	2	16	3	0	0	
ぼうこう又は直腸	18歳未満	1	1	0	0	0	0	0		ぼうこう又は直腸	18歳未満	2	1	0	1	0	0	0	
	18歳以上	262	0	1	16	245	0	0			18歳以上	267	0	3	20	244	0	0	
	計	263	1	1	16	245	0	0			計	269	1	3	21	244	0	0	
小腸	18歳未満	1	0	0	0	1	0	0		小腸	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
	18歳以上	5	0	1	1	3	0	0			18歳以上	4	0	0	1	3	0	0	
	計	6	0	1	1	4	0	0			計	4	0	0	1	3	0	0	
免疫	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0		免疫	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
	18歳以上	36	14	12	6	4	0	0			18歳以上	34	13	11	6	4	0	0	
	計	36	14	12	6	4	0	0			計	34	13	11	6	4	0	0	
肝臓	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0		肝臓	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0	
	18歳以上	9	3	4	0	2	0	0			18歳以上	3	2	1	0	0	0	0	
	計	11	5	4	0	2	0	0			計	5	4	1	0	0	0	0	
合計	18歳未満	99	48	14	11	10	6	10		合計	18歳未満	94	46	14	11	8	6	9	
	18歳以上	5,164	1,720	805	807	1,285	270	277			18歳以上	5,309	1,787	854	856	1,297	254	261	
	計	5,263	1,768	819	818	1,295	276	287			計	5,403	1,833	868	867	1,305	260	270	
イ 療育手帳（単位：人）										イ 療育手帳（単位：人）									
合計		知的障がい者				知的障がい児				合計		知的障がい者				知的障がい児			
		重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計			重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計
1,431		419	315	318	1,052	102	72	205	379	1,193		358	262	229	849	78	67	199	344
ウ 精神障害者保健福祉手帳（単位：人）										ウ 精神障害者保健福祉手帳（単位：人）									
合計		１級		２級		３級				合計		１級		２級		３級			
1,341		236		776		329				1,061		223		606		232			

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）

3 令和5年度までに達成すべき目標

障がいのある人の自立支援に向け、「地域生活への移行」や「就労支援」、「障害児支援」といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保について、国の基本指針や県の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの数値目標を設定します。

また、数値目標の設定に当たっては、これまでの取組を更に推進するものとなるよう第5期野田市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 目標の設定

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とし、当該目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

国の基本指針を踏まえて、本市の施設から地域生活への移行の目標値は、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれるため、令和元年度末時点の本市の施設入所者数である90人の6%に当たる6人に令和2年度までの未達成割合に当たる10人を加えた16人を令和5年度末における地域生活への移行者数として設定します。

また、令和5年度末の施設入所者数は、地域生活の移行が自立支援の重要な課題であることから令和元年度末時点の施設入所者の1.6%である2人を削減することを目指します。

項目	目標値	考え方
令和5年度までの地域生活移行者数	16人	令和元年度末時点における施設入所者数（90人）の6%（6人）に第5期計画の未達成割合（10人）を加えた値とします。
令和5年度までの施設入所者削減数	2人	令和元年度末時点における施設入所者数（90人）の1.6%とします。

イ 達成に向けた取組

地域生活への移行の推進を図るためには、自立訓練事業等の利用や地域生活での住まいの場として、グループホーム等の確保が重要となってきます。そのため、県と連携して、グループホーム等の質と量の充実を図るとともに、施設入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提

第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画

3 平成32年度までに達成すべき目標

障がいのある人の自立支援に向け、「地域生活への移行」や「就労支援」、「障害児支援」といった課題に対応するため、平成32年度を目標年度として、次に掲げる事項について、国の基本指針や県の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの数値目標を設定します。

また、数値目標の設定に当たっては、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、第4期計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 目標の設定

国の基本指針では、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が、令和2年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とし、当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和2年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

国の基本指針を踏まえて、本市の施設から地域生活への移行の目標値は、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれるため、平成28年度末時点の本市の施設入所者数である92人の9%に当たる9人に平成29年度までの未達成割合に当たる7人を加えた16人を平成32年度末における地域生活への移行者数として設定します。

また、平成32年度末の施設入所者数は、地域生活の移行が自立支援の重要な課題であることから平成28年度末時点の施設入所者の5%である5人を削減することを目指します。

項目	目標値	考え方
平成32年度までの地域移行者数	16人	平成28年度末時点における施設入所者数（92人）の9%（9人）に第4期計画の未達成割合（7人）を加えた値とします。
平成32年度までの施設入所者削減数	5人	平成28年度末時点における施設入所者数（92人）の5%以上とします。

イ 達成に向けた取組

地域生活への移行の推進を図るためには、地域生活での住まいの場として、グループホーム等の確保が重要となってきます。そのため、県と連携して、グループホーム等の質と量の充実を図るとともに、入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提供体制の整備を図ります。

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）

供体制の整備を図ります。
また、障がいのある人の地域生活移行には、地域社会の理解が不可欠となることから、障がいのある人への理解の普及、啓発に努めます。

【削除】

（2）地域生活支援拠点等有する機能の充実

ア 目標の設定

国の基本指針では、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があるとしており、野田市では令和2年度に野田市船形地先のグループホーム及び短期入所施設、当該施設に併設する障がい者基幹相談支援センターの開設をもって地域生活支援拠点の面的整備を完了しました。
令和5年度末までの間、地域生活支援拠点の機能の充実のため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会として、令和2年度に設置した野田市地域生活支援拠点等運営会議において、年1回以上運用状況を検証及び検討に取り組みます。

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点の運営状況の検証及び検討	年1回以上	地域生活支援拠点の機能の充実

第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画

また、障がい者の地域生活移行には、地域社会の理解が不可欠となることから、障がい者への理解の普及、啓発に努めます。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 目標の設定

国の基本指針では、平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目指しています。
国の基本指針を踏まえて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取組を推進します。

項目	目標値	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進

イ 達成に向けた取組

保健、医療、福祉関係者による協議の場として、多職種連携等の既存の枠組みを活用して取り組みます。

（3）地域生活支援拠点の整備

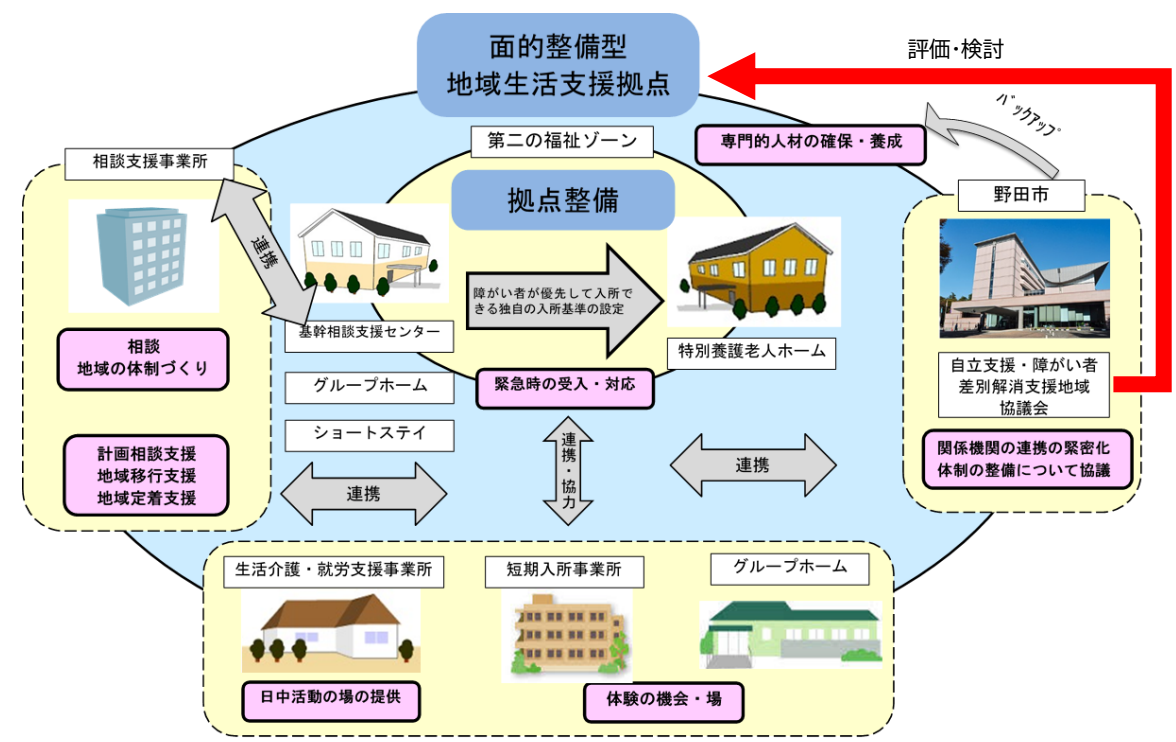
ア 目標の設定

国の基本指針では、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があるとしており、地域生活支援拠点を平成32年度末までに市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを目指しています。

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点の整備数	1か所	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を整備

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）

野田市が整備した地域生活支援拠点のイメージ



イ 達成に向けた取組

地域生活支援拠点の機能の充実に向けて自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（専門部会：野田市地域生活支援拠点等運営会議）において、評価検討を実施しつつ関係機関と連携しながら検討します。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

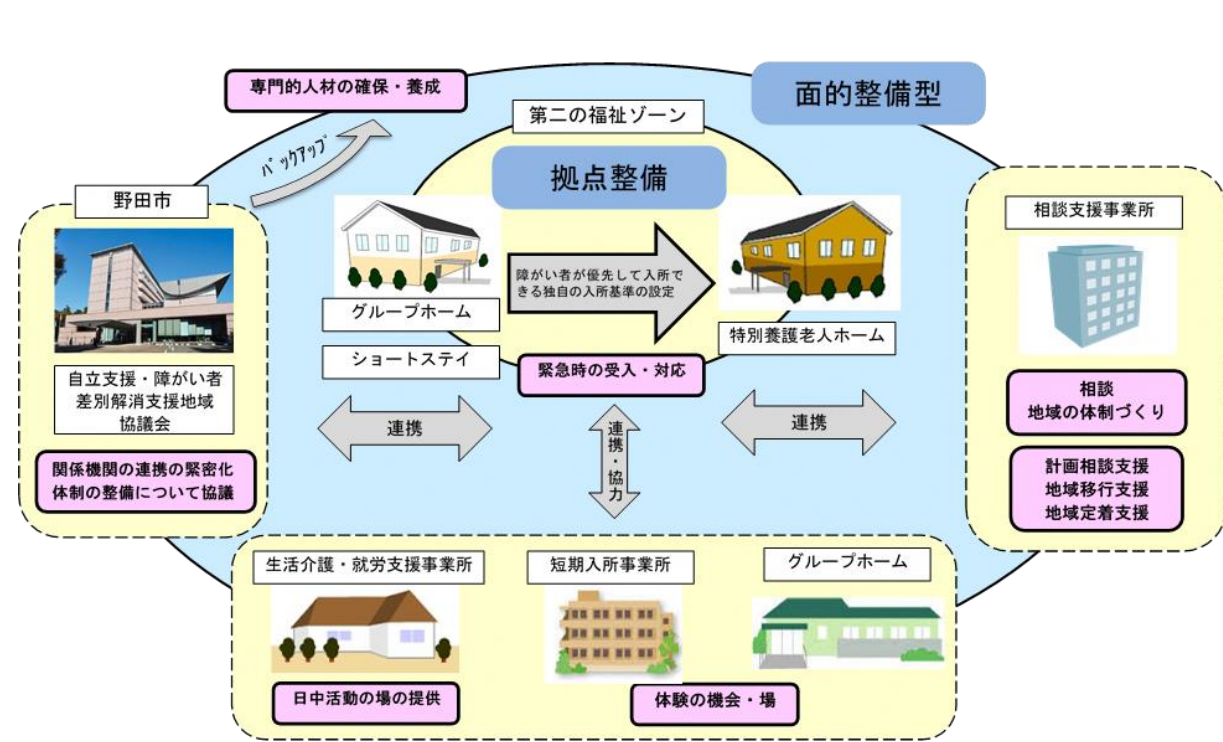
ア 目標の設定

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労への移行者数が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし、福祉施設を利用している障がい者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する利用者の目標値を設定することとしています。

なお、一般就労への移行者数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと

第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画

野田市が整備する地域生活支援拠点のイメージ



イ 達成に向けた取組

拠点整備において重要な専門的人材の確保、養成に取り組むとともに、整備の課題について自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会において関係機関と連携しながら検討します。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

ア 目標の設定

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労への移行者数が、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とし、福祉施設を利用している障がい者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定しています。また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標を設定しています。

なお、一般就労への移行者数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値について、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）				第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画																																							
見込まれる場合は、未達成割合を令和 5 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。 また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に関する目標値を設定します。 国の基本指針を踏まえて、就労移行支援事業からの一般就労移行者数については、令和元年度の移行実績14人の1.3倍以上に当たる19人に令和 2 年度までの未達成割合に当たる 9 人を加えた28人を目標値として設定します。就労継続支援 A 型事業からの一般就労移行者数については、令和元年度の移行実績の移行実績 7 人の1.26倍以上に当たる 9 人及び就労継続支援 B 型事業からの一般移行者数については、令和元年度の移行実績の移行実績 1 人の1.23倍以上に当たる 2 人を目標値として設定します。 また、就労定着支援事業の利用者数については、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを目指します。 就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目指します。				まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。 国の基本指針を踏まえて、一般就労移行者数については、平成28年度の移行実績 9 人の1.5倍以上に当たる14人に平成29年度までの未達成割合に当たる27人を加えた41人を目標値として設定します。 就労移行支援事業の利用者数については、平成28年度末における利用者数54人の 2 割以上増加に当たる65人に平成29年度までの未達成割合に当たる36人を加えた101人を目標値として設定します。 就労移行支援事業所ごとの就労移行率については、平成32年度末における就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率については、8 割以上とすることを目指します。																																							
<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>目標値</th><th>考え方</th></tr><tr><td rowspan="3">令和 5 年度中の一般就労移行者数</td><td>就労移行支援事業</td><td>28人</td><td>令和 5 年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績（14人）の1.3倍以上（19人）に、第 5 期計画の未達成割合（9人）を加えた値とします。</td></tr><tr><td>就労継続支援 A 型事業</td><td>9人</td><td>令和 5 年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績（7人）の1.26倍以上の 9 人とします。</td></tr><tr><td>就労継続支援 B 型事業</td><td>2人</td><td>令和 5 年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績（1人）の1.23倍以上の 2 人とします。</td></tr><tr><td colspan="2">就労定着支援事業の利用率</td><td>70%</td><td>就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、7割以上が就労定着支援を利用するものとします。</td></tr><tr><td colspan="2">令和 5 年度末における就労定着支援事業所ごとの就労定着率</td><td>70%</td><td>就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。</td></tr></table>				項目		目標値	考え方	令和 5 年度中の一般就労移行者数	就労移行支援事業	28人	令和 5 年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績（14人）の1.3倍以上（19人）に、第 5 期計画の未達成割合（9人）を加えた値とします。	就労継続支援 A 型事業	9人	令和 5 年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績（7人）の1.26倍以上の 9 人とします。	就労継続支援 B 型事業	2人	令和 5 年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績（1人）の1.23倍以上の 2 人とします。	就労定着支援事業の利用率		70%	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、7割以上が就労定着支援を利用するものとします。	令和 5 年度末における就労定着支援事業所ごとの就労定着率		70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。	<table><tr><th>項目</th><th>目標値</th><th>考え方</th></tr><tr><td>平成32年度中の一般就労移行者数</td><td>41人</td><td>平成32年度中の一般就労移行者数が、平成28年度の移行実績（9人）の1.5倍以上（14人）に、第 4 期計画の未達成割合（27人）を加えた値とします。</td></tr><tr><td>平成32年度末における就労移行支援事業利用者数</td><td>101人</td><td>平成32年度末における就労移行支援事業利用者数が、平成28年度末における利用者数（54人）の 2 割以上増加（65人）に第 4 期計画の未達成割合（36人）を加えた値とします。</td></tr><tr><td>平成32度末における就労移行支援事業所ごとの就労移行率</td><td>50%</td><td>就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。</td></tr><tr><td>就労定着支援による職場定着率</td><td>80%</td><td>就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。</td></tr></table>			項目	目標値	考え方	平成32年度中の一般就労移行者数	41人	平成32年度中の一般就労移行者数が、平成28年度の移行実績（9人）の1.5倍以上（14人）に、第 4 期計画の未達成割合（27人）を加えた値とします。	平成32年度末における就労移行支援事業利用者数	101人	平成32年度末における就労移行支援事業利用者数が、平成28年度末における利用者数（54人）の 2 割以上増加（65人）に第 4 期計画の未達成割合（36人）を加えた値とします。	平成32度末における就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。	就労定着支援による職場定着率	80%	就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。
項目		目標値	考え方																																								
令和 5 年度中の一般就労移行者数	就労移行支援事業	28人	令和 5 年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績（14人）の1.3倍以上（19人）に、第 5 期計画の未達成割合（9人）を加えた値とします。																																								
	就労継続支援 A 型事業	9人	令和 5 年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績（7人）の1.26倍以上の 9 人とします。																																								
	就労継続支援 B 型事業	2人	令和 5 年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績（1人）の1.23倍以上の 2 人とします。																																								
就労定着支援事業の利用率		70%	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、7割以上が就労定着支援を利用するものとします。																																								
令和 5 年度末における就労定着支援事業所ごとの就労定着率		70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。																																								
項目	目標値	考え方																																									
平成32年度中の一般就労移行者数	41人	平成32年度中の一般就労移行者数が、平成28年度の移行実績（9人）の1.5倍以上（14人）に、第 4 期計画の未達成割合（27人）を加えた値とします。																																									
平成32年度末における就労移行支援事業利用者数	101人	平成32年度末における就労移行支援事業利用者数が、平成28年度末における利用者数（54人）の 2 割以上増加（65人）に第 4 期計画の未達成割合（36人）を加えた値とします。																																									
平成32度末における就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。																																									
就労定着支援による職場定着率	80%	就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。																																									
イ 達成に向けた取組 一般就労への移行を促進するためには、障がい福祉と労働の関係機関が連携して取り組むことが重要となってきます。そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携				イ 達成に向けた取組 一般就労への移行を促進するためには、障がい福祉と労働の関係機関が連携して取り組むことが重要となってきます。そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携																																							

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）	第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画																		
を強化し、企業に対して障がい者の雇用安定のための支援の周知や障がい者雇用について一層の理解と協力を求めるとともに、就労移行支援事業等の福祉施設の就労支援強化に引き続き努めます。 また、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づいて作成している障がい者就業施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針と整合性を図りながら、障がい者就労施設等の受注機会の拡大に努め、合わせて障がいのある人が地域において自立した生活を実現するための工賃の向上に努めます。	を強化し、企業に対して障がい者の雇用安定のための支援の周知や障がい者雇用について一層の理解と協力を求めるとともに、就労移行支援事業等の福祉施設の就労支援強化に努めます。 一方、「障害者優先調達推進法」が平成25年度から施行され、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的に購入することに努めます。																		
（４）障がい児支援の提供体制の整備等 ア 目標の設定 国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。 その他、重症心身障がい児が地域で支援を受けられるよう令和5年度末までに主に重症心身障がい者児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。 国の基本指針を踏まえて、令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保すること、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。 なお、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援体制の構築及び保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置については、国の基本指針を充足しています。	（５）障がい児支援の提供体制の整備等 ア 目標の設定 平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村に対して障害児福祉計画の作成が義務付けられました。国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の確保に関して、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に係る目標を設定しています。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。 国の基本指針を踏まえて、平成32年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保すること、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援体制の構築については、国の基本指針を充足しています。																		
<table><tr><th>項目</th><th>目標値</th><th>考え方</th></tr><tr><td>令和5年度末における児童発達支援センターの設置数</td><td>2か所</td><td>国の基本指針で示されている児童発達支援センターの設置目標（1か所以上）について、市では既に2か所を設置し目標を達成しているため、サービス提供体制を維持する。</td></tr><tr><td>令和5年度末までに保育所等訪問支援体制を構築</td><td>実施</td><td>国の基本指針で示されている保育所等訪問支援体制の構築ついて、市では既に目標を達成しているため、サービス提供体</td></tr></table>	項目	目標値	考え方	令和5年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所	国の基本指針で示されている児童発達支援センターの設置目標（1か所以上）について、市では既に2か所を設置し目標を達成しているため、サービス提供体制を維持する。	令和5年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	実施	国の基本指針で示されている保育所等訪問支援体制の構築ついて、市では既に目標を達成しているため、サービス提供体	<table><tr><th>項目</th><th>目標値</th><th>考え方</th></tr><tr><td>平成32年度末における児童発達支援センターの設置数</td><td>2か所</td><td>平成32年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置する。</td></tr><tr><td>平成32年度末までに保育所等訪問支援体制を構築</td><td>実施</td><td>平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。</td></tr></table>	項目	目標値	考え方	平成32年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所	平成32年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置する。	平成32年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	実施	平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
項目	目標値	考え方																	
令和5年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所	国の基本指針で示されている児童発達支援センターの設置目標（1か所以上）について、市では既に2か所を設置し目標を達成しているため、サービス提供体制を維持する。																	
令和5年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	実施	国の基本指針で示されている保育所等訪問支援体制の構築ついて、市では既に目標を達成しているため、サービス提供体																	
項目	目標値	考え方																	
平成32年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所	平成32年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置する。																	
平成32年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	実施	平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。																	

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）				第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画			
		制を維持する。		平成32年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	平成32年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保する。	
令和 5 年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	令和 5 年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保する。		平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	実施	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。	
令和 5 年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	設置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を設置し、協議の場の活用を図ります。		令和 5 年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	設置	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	
令和 5 年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	設置	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。					
イ 達成に向けた取組 令和 5 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所ずつ確保できるよう努めます。 また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会を設置し、その活用を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めます。				イ 達成に向けた取組 平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所ずつ確保するとともに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、既存の枠組みを活用し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。			
（6）相談支援体制の充実・強化等 相談支援体制を充実・強化するため、令和 5 年度末までに障がい者基幹相談支援センターを中心に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とし、目標達成に向けて、「4 障害福祉サービス等の見込み （6）相談支援体制の充実・強化のための取組」に掲げる内容に取り組みます。							
（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であるため、市の職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握に努め、利用者にとって適切な障害福祉サービス等が提供できているかどうか検証することを目標とします。 合わせて、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正							

第６期野田市障がい福祉計画、第２期野田市障がい児福祉計画（素案）	第５期野田市障がい福祉計画、第１期野田市障がい児福祉計画																								
な運営を行っている事業所の確保が必要となります。 これらの目標達成に向けて、「４ 障害福祉サービス等の見込み （７）障害福祉サービスの質を向上させるための取組」に掲げる内容に取り組みます。 ４ 障害福祉サービス等の見込み （１）指定障害福祉サービス ア 訪問系サービス （ア）サービスの内容 <table> <tr> <th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>居宅介護</td><td>居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。</td></tr> <tr> <td>重度訪問介護</td><td>重度の肢体不自由者若しくは重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、居宅における介護（入浴、排泄又は食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）及び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護並びに日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を総合的に行います。</td></tr> <tr> <td>同行援護</td><td>視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に、外出時において、同行し、移動時に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。</td></tr> <tr> <td>行動援護</td><td>知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な予防的援護、危険な行為等の不適切な行動や極端な行動の制御、排泄及び食事等の身体的介護、その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。</td></tr> <tr> <td>重度障害者等包括支援</td><td>常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方を対象に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。</td></tr> </table>	サービスの種類	内容	居宅介護	居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	重度訪問介護	重度の肢体不自由者若しくは重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、居宅における介護（入浴、排泄又は食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）及び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護並びに日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を総合的に行います。	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に、外出時において、同行し、移動時に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な予防的援護、危険な行為等の不適切な行動や極端な行動の制御、排泄及び食事等の身体的介護、その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方を対象に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。	４ 障害福祉サービス等の見込み （１）指定障害福祉サービス ア 訪問系サービス （ア）サービスの内容 <table> <tr> <th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>居宅介護</td><td>居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。</td></tr> <tr> <td>重度訪問介護</td><td>重度の肢体不自由者若しくは重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、居宅における介護（入浴、排泄又は食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）及び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護並びに日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を総合的に行います。</td></tr> <tr> <td>同行援護</td><td>視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に、外出時において、同行し、移動時に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。</td></tr> <tr> <td>行動援護</td><td>知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な予防的援護、危険な行為等の不適切な行動や極端な行動の制御、排泄及び食事等の身体的介護、その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。</td></tr> <tr> <td>重度障害者等包括支援</td><td>常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方を対象に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。</td></tr> </table>	サービスの種類	内容	居宅介護	居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	重度訪問介護	重度の肢体不自由者若しくは重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、居宅における介護（入浴、排泄又は食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）及び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護並びに日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を総合的に行います。	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に、外出時において、同行し、移動時に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な予防的援護、危険な行為等の不適切な行動や極端な行動の制御、排泄及び食事等の身体的介護、その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方を対象に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。
サービスの種類	内容																								
居宅介護	居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。																								
重度訪問介護	重度の肢体不自由者若しくは重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、居宅における介護（入浴、排泄又は食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）及び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護並びに日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を総合的に行います。																								
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に、外出時において、同行し、移動時に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。																								
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な予防的援護、危険な行為等の不適切な行動や極端な行動の制御、排泄及び食事等の身体的介護、その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。																								
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方を対象に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。																								
サービスの種類	内容																								
居宅介護	居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。																								
重度訪問介護	重度の肢体不自由者若しくは重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、居宅における介護（入浴、排泄又は食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）及び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護並びに日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を総合的に行います。																								
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に、外出時において、同行し、移動時に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。																								
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な予防的援護、危険な行為等の不適切な行動や極端な行動の制御、排泄及び食事等の身体的介護、その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。																								
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方を対象に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。																								

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）	第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画																																																																																																				
（イ）サービス見込量の算出の考え方 在宅生活を支えるサービスとして、身体障がいのある人や精神障がいのある人を中心に利用希望の高いサービスであり、今後施設入所や入院から地域生活へ移行する者や難病患者等の障害福祉サービスの利用を見込み、これらのサービスを必要とする方が増加すると考えられ、利用実績をベースに、障がいのある人のニーズや地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。	（イ）サービス見込量の算出の考え方 在宅生活を支えるサービスとして、身体障がい者や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、今後施設入所や入院から地域生活へ移行する者や難病患者等の障害福祉サービスの利用を見込み、これらのサービスを必要とする方が増加すると考えられ、利用実績をベースに、障がい者等のニーズや地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。																																																																																																				
（ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td rowspan="2">居宅介護</td><td>時間/月</td><td>1,392</td><td>1,382</td><td>1,359</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>121</td><td>123</td><td>125</td></tr><tr><td rowspan="2">重度訪問介護</td><td>時間/月</td><td>198</td><td>184</td><td>158</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">同行援護</td><td>時間/月</td><td>295</td><td>282</td><td>278</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td></tr><tr><td rowspan="2">行動援護</td><td>時間/月</td><td>370</td><td>369</td><td>367</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>35</td><td>36</td><td>37</td></tr><tr><td rowspan="2">重度障害者等包括支援</td><td>時間/月</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度	居宅介護	時間/月	1,392	1,382	1,359	実人/月	121	123	125	重度訪問介護	時間/月	198	184	158	実人/月	3	3	2	同行援護	時間/月	295	282	278	実人/月	18	18	18	行動援護	時間/月	370	369	367	実人/月	35	36	37	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	実人/月	0	0	0	（ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th></tr><tr><td rowspan="2">居宅介護</td><td>時間/月</td><td>1,593</td><td>1,660</td><td>1,811</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>126</td><td>133</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="2">重度訪問介護</td><td>時間/月</td><td>257</td><td>288</td><td>304</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td rowspan="2">同行援護</td><td>時間/月</td><td>358</td><td>362</td><td>382</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr><tr><td rowspan="2">行動援護</td><td>時間/月</td><td>341</td><td>354</td><td>367</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>27</td><td>28</td><td>30</td></tr><tr><td rowspan="2">重度障害者等包括支援</td><td>時間/月</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度	居宅介護	時間/月	1,593	1,660	1,811	実人/月	126	133	150	重度訪問介護	時間/月	257	288	304	実人/月	3	4	5	同行援護	時間/月	358	362	382	実人/月	21	22	23	行動援護	時間/月	341	354	367	実人/月	27	28	30	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	実人/月	0	0	0
サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度																																																																																																	
居宅介護	時間/月	1,392	1,382	1,359																																																																																																	
	実人/月	121	123	125																																																																																																	
重度訪問介護	時間/月	198	184	158																																																																																																	
	実人/月	3	3	2																																																																																																	
同行援護	時間/月	295	282	278																																																																																																	
	実人/月	18	18	18																																																																																																	
行動援護	時間/月	370	369	367																																																																																																	
	実人/月	35	36	37																																																																																																	
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0																																																																																																	
	実人/月	0	0	0																																																																																																	
サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度																																																																																																	
居宅介護	時間/月	1,593	1,660	1,811																																																																																																	
	実人/月	126	133	150																																																																																																	
重度訪問介護	時間/月	257	288	304																																																																																																	
	実人/月	3	4	5																																																																																																	
同行援護	時間/月	358	362	382																																																																																																	
	実人/月	21	22	23																																																																																																	
行動援護	時間/月	341	354	367																																																																																																	
	実人/月	27	28	30																																																																																																	
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0																																																																																																	
	実人/月	0	0	0																																																																																																	
（エ）確保のための方策 障害福祉サービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報 提供に努め、民間事業者の一層の積極的な参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。 また、サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう、相談支援事業の充実に努め、適正な査定による支給の適正化を図ります。	（エ）確保のための方策 障害福祉サービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報 提供に努め、民間事業者の一層の積極的な参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。 また、サービスを必要とする障がい者が適切に利用できるよう、相談支援事業の充実に努め、的確な査定による支給の適正化を図ります。																																																																																																				
イー① 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援） （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>生活介護</td><td>常時介護を要する方を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、身体機能又は生活</td></tr></table>	サービスの種類	内容	生活介護	常時介護を要する方を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、身体機能又は生活	イー① 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援） （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>生活介護</td><td>常時介護を要する方を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活の支援、</td></tr></table>	サービスの種類	内容	生活介護	常時介護を要する方を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活の支援、																																																																																												
サービスの種類	内容																																																																																																				
生活介護	常時介護を要する方を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、身体機能又は生活																																																																																																				
サービスの種類	内容																																																																																																				
生活介護	常時介護を要する方を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活の支援、																																																																																																				

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）					第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画																																
		能力の向上のために必要な支援を提供します。					創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を提供します。																														
自立訓練（機能訓練）		身体障がい者又は難病等対象者を対象に、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所若しくは居宅の訪問において行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供します。			自立訓練（機能訓練）		身体障がい者又は難病等対象者を対象に、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所若しくは居宅の訪問において行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供します。																														
自立訓練（生活訓練）		知的障がい又は精神障がい有する障がい者を対象に、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所若しくは居宅の訪問において行われる入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供します。			自立訓練（生活訓練）		知的障がい又は精神障がい有する障がい者を対象に、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所若しくは居宅の訪問において行われる入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供します。																														
就労移行支援		生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を提供します。			就労移行支援		生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を提供します。																														
就労継続支援（A 型）		雇用契約に基づく生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援の提供を行います。			就労継続支援（A 型）		雇用契約に基づく生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援の提供を行います。																														
就労継続支援（B 型）		雇用契約に基づかない生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援の提供を行います。			就労継続支援（B 型）		雇用契約に基づかない生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援の提供を行います。																														
就労定着支援		就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者を対象に、一定の期間にわたり、一般就労先での就労の継続を図るため、当該就労先の事業主、障害福祉サービスを行う者、医療機関その他の者との連絡調整や指導・助言その他の必要な支援の提供を行います。			就労定着支援		就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者を対象に、一定の期間にわたり、一般就労先での就労の継続を図るため、当該就労先の事業主、障害福祉サービスを行う者、医療機関その他の者との連絡調整や指導・助言その他の必要な支援の提供を行います。																														
（イ）サービス見込量の算出の考え方 日中活動の場を確保するサービスとして、知的障がいのある人や精神障がいのある人を中心に利用希望の高いサービスであり、支給決定者数をベースに、特別支援学校の卒業生数、施設入所者や入院中の精神患者のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。 （ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">生活介護</td><td>延人日/月</td><td>6, 017</td><td>6, 139</td><td>6, 228</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>325</td><td>332</td><td>338</td></tr></table>					サービスの種類	単位	3 年度	4 年度	5 年度	生活介護	延人日/月	6, 017	6, 139	6, 228	実人/月	325	332	338	（イ）サービス見込量の算出の考え方 日中活動の場を確保するサービスとして、知的障がい者や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、支給決定者数をベースに、特別支援学校の卒業生数、施設入所者や入院中の精神患者のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。 （ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th></tr><tr><td rowspan="2">生活介護</td><td>延人日/月</td><td>5, 709</td><td>5, 896</td><td>6, 056</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>306</td><td>316</td><td>326</td></tr></table>					サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度	生活介護	延人日/月	5, 709	5, 896	6, 056	実人/月	306	316	326
サービスの種類	単位	3 年度	4 年度	5 年度																																	
生活介護	延人日/月	6, 017	6, 139	6, 228																																	
	実人/月	325	332	338																																	
サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度																																	
生活介護	延人日/月	5, 709	5, 896	6, 056																																	
	実人/月	306	316	326																																	

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）					第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画																								
自立訓練（機能訓練）	延入日/月	21	21	21	自立訓練（機能訓練）	延入日/月	30	30	30																				
	実人/月	1	1	1		実人/月	1	1	1																				
自立訓練（生活訓練）	延入日/月	149	157	162	自立訓練（生活訓練）	延入日/月	104	99	88																				
	実人/月	6	6	6		実人/月	7	6	5																				
就労移行支援	延入日/月	808	917	1,007	就労移行支援	延入日/月	469	481	506																				
	実人/月	46	51	56		実人/月	31	33	36																				
就労継続支援（A 型）	延入日/月	2,032	2,238	2,429	就労継続支援（A 型）	延入日/月	1,428	1,694	1,972																				
	実人/月	116	127	138		実人/月	82	96	112																				
就労継続支援（B 型）	延入日/月	2,067	2,192	2,331	就労継続支援（B 型）	延入日/月	1,642	1,717	1,963																				
	実人/月	128	136	144		実人/月	101	105	120																				
就労定着支援	実人/月	8	9	11	就労定着支援	実人/月	5	10	15																				
（エ）確保のための方策 既存施設の機能強化等を図り、また、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、利用者が適切な支援を選択できるよう多様な環境を整備するよう努めます。また、利用しやすい環境を整備するために、通所に係る交通費等の経済的負担軽減策を実施していきます。					（エ）確保のための方策 既存の福祉施設の機能強化等を図り、また、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、利用者が適切な支援を選択できるよう多様な環境を整備するよう努めます。また、利用しやすい環境を整備するために、通所に係る交通費等の経済的負担軽減策を実施していきます。																								
イー② 日中活動系サービス（療養介護） （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>療養介護</td><td>医療を要する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、主として昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供します。</td></tr></table>					サービスの種類	内容	療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、主として昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供します。	イー② 日中活動系サービス（療養介護） （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>療養介護</td><td>医療を要する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、主として昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供します。</td></tr></table>					サービスの種類	内容	療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、主として昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供します。												
サービスの種類	内容																												
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、主として昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供します。																												
サービスの種類	内容																												
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、主として昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供します。																												
（イ）サービス見込量の算出の考え方 支給決定者数をベースに、重症心身障がい児者施設から療養介護へサービス移行する人数、柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）への入所状況等を勘案して見込みます。 （ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th></tr><tr><td>療養介護</td><td>実人/月</td><td>15</td><td>15</td><td>16</td></tr></table>					サービスの種類	単位	3 年度	4 年度	5 年度	療養介護	実人/月	15	15	16	（イ）サービス見込量の算出の考え方 支給決定者数をベースに、重症心身障がい児者施設から療養介護へサービス移行する人数、柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）への入所状況等を勘案して見込みます。 （ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>30 年度</th><th>31 年度</th><th>32 年度</th></tr><tr><td>療養介護</td><td>実人/月</td><td>17</td><td>19</td><td>20</td></tr></table>					サービスの種類	単位	30 年度	31 年度	32 年度	療養介護	実人/月	17	19	20
サービスの種類	単位	3 年度	4 年度	5 年度																									
療養介護	実人/月	15	15	16																									
サービスの種類	単位	30 年度	31 年度	32 年度																									
療養介護	実人/月	17	19	20																									

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）	第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画																																																														
（エ）確保のための方策 柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）と入所希望者の入所に向け施設との情報の共有を促進するとともに、その他市外の医療機関とも連携を図ります。 イー③日中活動系サービス（短期入所） （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>短期入所</td><td>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を対象に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供します。</td></tr></table> （イ）サービス見込量の算出の考え方 地域生活を支えるサービスとして、身体障がいのある人や知的障がいのある人を中心に利用希望の高いサービスであり、利用実績をベースに、障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。 （ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">短期入所（福祉型）</td><td>延入日/月</td><td>358</td><td>356</td><td>360</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>53</td><td>52</td><td>53</td></tr><tr><td rowspan="2">短期入所（医療型）</td><td>延入日/月</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table> （エ）確保のための方策 既存の市内及び市外のサービス提供事業所との連携を促進し、必要なサービス量を確保するとともに、あおい空など重度心身障がい児者に対応したサービス提供事業所との連携体制も併せて図ります。 ウー① 居住系サービス（自立生活援助） （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>自立生活援助</td><td>障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者等で一人暮らしを希望する方を対象に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。</td></tr></table>	サービスの種類	内容	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を対象に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供します。	サービスの種類	単位	3 年度	4 年度	5 年度	短期入所（福祉型）	延入日/月	358	356	360	実人/月	53	52	53	短期入所（医療型）	延入日/月	4	4	4	実人/月	1	1	1	サービスの種類	内容	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者等で一人暮らしを希望する方を対象に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。	（エ）確保のための方策 柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）と入所希望者の入所に向け施設との情報の共有を促進するとともに、その他市外の医療機関とも連携を図ります。 イー③日中活動系サービス（短期入所） （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>短期入所</td><td>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を対象に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供します。</td></tr></table> （イ）サービス見込量の算出の考え方 地域生活を支えるサービスとして、身体障がい者や知的障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、利用実績をベースに、障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。 （ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th></tr><tr><td rowspan="2">短期入所（福祉型）</td><td>延入日/月</td><td>359</td><td>367</td><td>384</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>58</td><td>62</td><td>66</td></tr><tr><td rowspan="2">短期入所（医療型）</td><td>延入日/月</td><td>14</td><td>21</td><td>28</td></tr><tr><td>実人/月</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> （エ）確保のための方策 既存の市内及び市外のサービス提供事業所との連携を促進し、必要なサービス量を確保するとともに、あおい空など重症心身障がい児者に対応したサービス提供事業所との連携体制も併せて図ります。 ウー① 居住系サービス（自立生活援助） （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>自立生活援助</td><td>障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者等で一人暮らしを希望する方を対象に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。</td></tr></table>	サービスの種類	内容	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を対象に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供します。	サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度	短期入所（福祉型）	延入日/月	359	367	384	実人/月	58	62	66	短期入所（医療型）	延入日/月	14	21	28	実人/月	2	3	4	サービスの種類	内容	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者等で一人暮らしを希望する方を対象に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。
サービスの種類	内容																																																														
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を対象に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供します。																																																														
サービスの種類	単位	3 年度	4 年度	5 年度																																																											
短期入所（福祉型）	延入日/月	358	356	360																																																											
	実人/月	53	52	53																																																											
短期入所（医療型）	延入日/月	4	4	4																																																											
	実人/月	1	1	1																																																											
サービスの種類	内容																																																														
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者等で一人暮らしを希望する方を対象に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。																																																														
サービスの種類	内容																																																														
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を対象に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供します。																																																														
サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度																																																											
短期入所（福祉型）	延入日/月	359	367	384																																																											
	実人/月	58	62	66																																																											
短期入所（医療型）	延入日/月	14	21	28																																																											
	実人/月	2	3	4																																																											
サービスの種類	内容																																																														
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者等で一人暮らしを希望する方を対象に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。																																																														

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）	第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画																				
（イ）サービス見込量の算出の考え方 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する者等、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者等を勘案して見込みます。	（イ）サービス見込量の算出の考え方 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者等を勘案して見込みます。																				
（ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td>自立生活援助</td><td>実人/月</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>	サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度	自立生活援助	実人/月	1	1	1	（ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th></tr><tr><td>自立生活援助</td><td>実人/月</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度	自立生活援助	実人/月	5	10	15
サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度																	
自立生活援助	実人/月	1	1	1																	
サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度																	
自立生活援助	実人/月	5	10	15																	
（エ）確保のための方策 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会等を通じ情報提供を行い、多様な事業所の参入を図り、サービス提供体制の確保に努めます。	（エ）確保のための方策 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会等を通じ情報提供を行い、多様な事業所の参入を図り、サービス提供体制の確保に努めます。																				
ウー② 居住系サービス（共同生活援助） （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>共同生活援助</td><td>主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を提供します。</td></tr></table>	サービスの種類	内容	共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を提供します。	ウー② 居住系サービス（共同生活援助） （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>共同生活援助</td><td>主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を提供します。</td></tr></table>	サービスの種類	内容	共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を提供します。												
サービスの種類	内容																				
共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を提供します。																				
サービスの種類	内容																				
共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を提供します。																				
（イ）サービス見込量の算出の考え方 知的障がいのある人や精神障がいのある人を中心に将来の住まいの場として希望する人が多いサービスとなっています。支給決定者数をベースに、障がいのある人のニーズ、施設入所や入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。	（イ）サービス見込量の算出の考え方 知的障がい者や精神障がい者を中心に将来の住まいの場として希望する人が多いサービスとなっています。支給決定者数をベースに、障がい者のニーズ、施設入所や入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。																				
（ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td>共同生活援助</td><td>実人/月</td><td>166</td><td>178</td><td>190</td></tr></table>	サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度	共同生活援助	実人/月	166	178	190	（ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th></tr><tr><td>共同生活援助</td><td>実人/月</td><td>131</td><td>140</td><td>152</td></tr></table>	サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度	共同生活援助	実人/月	131	140	152
サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度																	
共同生活援助	実人/月	166	178	190																	
サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度																	
共同生活援助	実人/月	131	140	152																	
（エ）確保のための方策 グループホームについては、県と連携して、地域生活への移行の推進、地域における住まいの場として、質と量の充実を図ることとし、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入、新規開設を促し、整備を図ります。	（エ）確保のための方策 グループホームについては、県と連携して、地域生活への移行の推進、地域における住まいの場として、質と量の充実を図ることとし、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。また、見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入、新規開設を促し、整備を図ります。																				

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）	第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画																				
また、グループホームを利用しやすい環境に整備するために、利用者には家賃補助等の負担軽減策を実施していきます。	また、グループホームを利用しやすい環境に整備するために、利用者には家賃補助等の負担軽減策を実施していきます。																				
ウー③ 居住系サービス（施設入所支援） （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>施設入所支援</td><td>障害者支援施設に入所する障がい者を対象に、夜間、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援（生活介護などの日中活動と併せて、サービス提供する。）を提供します。</td></tr></table>	サービスの種類	内容	施設入所支援	障害者支援施設に入所する障がい者を対象に、夜間、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援（生活介護などの日中活動と併せて、サービス提供する。）を提供します。	ウー③ 居住系サービス（施設入所支援） （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>施設入所支援</td><td>障害者支援施設に入所する障がい者を対象に、夜間、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援（生活介護などの日中活動と併せて、サービス提供する。）を提供します。</td></tr></table>	サービスの種類	内容	施設入所支援	障害者支援施設に入所する障がい者を対象に、夜間、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援（生活介護などの日中活動と併せて、サービス提供する。）を提供します。												
サービスの種類	内容																				
施設入所支援	障害者支援施設に入所する障がい者を対象に、夜間、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援（生活介護などの日中活動と併せて、サービス提供する。）を提供します。																				
サービスの種類	内容																				
施設入所支援	障害者支援施設に入所する障がい者を対象に、夜間、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援（生活介護などの日中活動と併せて、サービス提供する。）を提供します。																				
（イ）サービス見込量の算出の考え方 知的障がいのある人や精神障がいのある人を中心に日常生活の支援と住まいの場の確保を希望する人が多いサービスのため、支給決定者数をベースに、入所待機者の動向や施設入所者の地域生活への移行等を勘案して見込みます。	（イ）サービス見込量の算出の考え方 知的障がい者や精神障がい者を中心に日常生活の支援と住まいの場の確保を希望する人が多いサービスのため、支給決定者数をベースに、入所待機者の動向や施設入所者の地域生活への移行等を勘案して見込みます。																				
（ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td>施設入所支援</td><td>実人/月</td><td>85</td><td>84</td><td>82</td></tr></table>	サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度	施設入所支援	実人/月	85	84	82	（ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th></tr><tr><td>施設入所支援</td><td>実人/月</td><td>90</td><td>88</td><td>87</td></tr></table>	サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度	施設入所支援	実人/月	90	88	87
サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度																	
施設入所支援	実人/月	85	84	82																	
サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度																	
施設入所支援	実人/月	90	88	87																	
（エ）確保のための方策 施設入所者の地域生活への移行に取り組んでいる一方で、地域での入所希望者は平成31年4月1日現在で112人となっています。 グループホーム等での生活が可能な人については、地域移行を推進しつつ、地域での生活が困難な人については、入所施設を利用できるよう現状のサービス提供体制を確保します。	（エ）確保のための方策 施設入所者の地域生活への移行が進んでいる一方で、地域での入所希望者は平成29年4月1日現在で101人となっています。 グループホーム等での生活が可能な人については、地域移行を推進しつつ、地域での生活が困難な人については、入所施設を利用できるよう現状のサービス提供体制を確保します。																				
（2）指定相談支援 ア 計画相談支援 （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>計画相談支援</td><td>○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</td></tr></table>	サービスの種類	内容	計画相談支援	○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。	（2）指定相談支援 ア 計画相談支援 （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>計画相談支援</td><td>○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</td></tr></table>	サービスの種類	内容	計画相談支援	○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。												
サービスの種類	内容																				
計画相談支援	○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。																				
サービスの種類	内容																				
計画相談支援	○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。																				

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）					第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画																								
	○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整などを行います。					○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整などを行います。																							
（イ）サービス見込量の算出の考え方 就労定着支援や自立生活援助などの新規サービスを含めたような障害福祉サービスのニーズ増大が見込まれるため、今後も増加傾向が継続すると見込みます。					（イ）サービス見込量の算出の考え方 就労定着支援や自立生活援助などの新規サービスを含めたような障害福祉サービスのニーズ増大が見込まれるため、今後も増加傾向が継続すると見込みます。																								
（ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th></tr><tr><td>計画相談支援</td><td>実人/月</td><td>174</td><td>182</td><td>197</td></tr></table>					サービスの種類	単位	3 年度	4 年度	5 年度	計画相談支援	実人/月	174	182	197	（ウ）サービスの見込量 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th></tr><tr><td>計画相談支援</td><td>実人/月</td><td>170</td><td>179</td><td>207</td></tr></table>					サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度	計画相談支援	実人/月	170	179	207
サービスの種類	単位	3 年度	4 年度	5 年度																									
計画相談支援	実人/月	174	182	197																									
サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度																									
計画相談支援	実人/月	170	179	207																									
（エ）確保のための方策 計画相談支援の利用者増加を踏まえ、情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。 また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の「相談支援部会」及び「障がい者基幹相談支援センター」を通じ、相談支援の提供体制の整備を図るとともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。					（エ）確保のための方策 計画相談支援の利用者増加を踏まえ、情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。 また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の「相談支援部会」を通じ、相談支援の提供体制の整備を図るとともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。																								
イ 地域相談支援 （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>地域移行支援</td><td>障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画を作成し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談及び関係機関との調整等を行います。</td></tr><tr><td>地域定着支援</td><td>居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。</td></tr></table>					サービスの種類	内容	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画を作成し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談及び関係機関との調整等を行います。	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	イ 地域相談支援 （ア）サービスの内容 <table><tr><th>サービスの種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>地域移行支援</td><td>障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する 1 8 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画を作成し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談及び関係機関との調整等を行います。</td></tr><tr><td>地域定着支援</td><td>居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。</td></tr></table>					サービスの種類	内容	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する 1 8 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画を作成し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談及び関係機関との調整等を行います。	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。								
サービスの種類	内容																												
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画を作成し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談及び関係機関との調整等を行います。																												
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。																												
サービスの種類	内容																												
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する 1 8 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画を作成し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談及び関係機関との調整等を行います。																												
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。																												
（イ）サービス見込量の算出の考え方 地域移行支援については、施設入所者数、精神科病院長期入院者数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。 地域定着支援については、単身の障がいのある人や家庭の状況等により、同居している					（イ）サービス見込量の算出の考え方 地域移行支援については、施設入所者数、精神科病院長期入院者数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。 地域定着支援については、単身の障がい者や家庭の状況等により、同居している家族によ																								

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）	第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画																														
家族による支援を受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。	る支援を受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。																														
（ウ）サービスの見込量	（ウ）サービスの見込量																														
<table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td>地域移行支援</td><td>実人/月</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>地域定着支援</td><td>実人/月</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>	サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度	地域移行支援	実人/月	1	1	1	地域定着支援	実人/月	1	1	1	<table><tr><th>サービスの種類</th><th>単位</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th></tr><tr><td>地域移行支援</td><td>実人/月</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>地域定着支援</td><td>実人/月</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr></table>	サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度	地域移行支援	実人/月	1	1	1	地域定着支援	実人/月	1	1	2
サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度																											
地域移行支援	実人/月	1	1	1																											
地域定着支援	実人/月	1	1	1																											
サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度																											
地域移行支援	実人/月	1	1	1																											
地域定着支援	実人/月	1	1	2																											
（エ）確保のための方策	（エ）確保のための方策																														
県と連携を図り、一般相談支援事業者の確保と質の充実に努めます。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。	県と連携を図り、一般相談支援事業者の確保と質の充実に努めます。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。																														
さらに、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会等を通じ、地域移行等に係るネットワークの構築に努めます。	さらに、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談部会等を通じ、地域移行等に係るネットワークの構築に努めます。																														
（3）地域生活支援事業	（3）地域生活支援事業																														
ア 理解促進研修・啓発事業	ア 理解促進研修・啓発事業																														
（ア）事業の内容	（ア）事業の内容																														
障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。	障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。																														
（イ）事業の見込量及びその考え方	（イ）事業の見込量及びその考え方																														
<table><tr><th>事業名</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>理解促進研修・啓発事業</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>障がいのある人に対する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めます。</td></tr></table>	事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	障がいのある人に対する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めます。	<table><tr><th>事業名</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>理解促進研修・啓発事業</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>障がい者に対する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めます。</td></tr></table>	事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	障がい者に対する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めます。										
事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方																											
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	障がいのある人に対する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めます。																											
事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方																											
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	障がい者に対する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めます。																											
（ウ）確保の方策	（ウ）確保の方策																														
障害者週間に合わせて、市報等を活用して、心のバリアフリー、障害者差別解消法について周知、啓発に努めます。	障害者週間に合わせて、市報等を活用して、心のバリアフリー、障害者差別解消法について周知、啓発に努めます。																														
手話言語条例及び障がいのある人の円滑な意思疎通を推進する条例に基づいて実施する施策の中で、手話及び意思疎通手段の理解促進及び啓発に努めます。																															
イ 自発的活動支援事業	イ 自発的活動支援事業																														
（ア）事業の内容	（ア）事業の内容																														
障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。																														

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）	第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画																																																																						
（イ）事業の見込量及びその考え方 <table><tr><th>事業名</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>自発的活動支援事業</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に実施する障がいのある人の地域社会への参加及び福祉の向上のための活動等を支援します。</td></tr></table> （ウ）確保の方策 障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に障がいのある人の地域社会への参加及び福祉の向上のために実施する事業費に対して補助を行います。 ウ 相談支援事業 （ア）事業の内容 障がいのある人の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。 （イ）事業の見込量及びその考え方 <table><tr><th>事業名</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>障がい者相談支援事業</td><td>8か所</td><td>8か所</td><td>8か所</td><td>障がいのある人が身近な地域で相談が受けられるよう相談できる体制を図ります。</td></tr><tr><td>基幹相談支援センター</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>地域における相談支援の中で中核的な人員の設置をする。</td></tr><tr><td>基幹相談支援センター機能強化事業</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談支援体制を強化します。</td></tr><tr><td>自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>障がいのある人の支援に関する定期的な協議の場として設置します。</td></tr><tr><td>相談支援機能強化事業</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化</td></tr></table>	事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方	自発的活動支援事業	実施	実施	実施	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に実施する障がいのある人の地域社会への参加及び福祉の向上のための活動等を支援します。	事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方	障がい者相談支援事業	8か所	8か所	8か所	障がいのある人が身近な地域で相談が受けられるよう相談できる体制を図ります。	基幹相談支援センター	実施	実施	実施	地域における相談支援の中で中核的な人員の設置をする。	基幹相談支援センター機能強化事業	実施	実施	実施	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談支援体制を強化します。	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	実施	実施	実施	障がいのある人の支援に関する定期的な協議の場として設置します。	相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化	（イ）事業の見込量及びその考え方 <table><tr><th>事業名</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>自発的活動支援事業</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>障がい者やその家族、地域住民等が行う活動等を支援します。</td></tr></table> （ウ）確保の方策 障がい者やその家族、地域住民等が自発的に実施する障がい者への理解を深めるための活動等を支援します。 ウ 相談支援事業 （ア）事業の内容 障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。 （イ）事業の見込量及びその考え方 <table><tr><th>事業名</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>障がい者相談支援事業</td><td>2か所</td><td>2か所</td><td>2か所</td><td>障がい者が身近な地域で相談が受けられるよう相談できる拠点を設けます。</td></tr><tr><td>自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>障がい者支援に関する定期的な協議の場として設置します。</td></tr><tr><td>相談支援機能強化事業</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化します。</td></tr></table>	事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方	自発的活動支援事業	実施	実施	実施	障がい者やその家族、地域住民等が行う活動等を支援します。	事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方	障がい者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	障がい者が身近な地域で相談が受けられるよう相談できる拠点を設けます。	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	実施	実施	実施	障がい者支援に関する定期的な協議の場として設置します。	相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化します。
事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方																																																																			
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に実施する障がいのある人の地域社会への参加及び福祉の向上のための活動等を支援します。																																																																			
事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方																																																																			
障がい者相談支援事業	8か所	8か所	8か所	障がいのある人が身近な地域で相談が受けられるよう相談できる体制を図ります。																																																																			
基幹相談支援センター	実施	実施	実施	地域における相談支援の中で中核的な人員の設置をする。																																																																			
基幹相談支援センター機能強化事業	実施	実施	実施	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談支援体制を強化します。																																																																			
自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	実施	実施	実施	障がいのある人の支援に関する定期的な協議の場として設置します。																																																																			
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化																																																																			
事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方																																																																			
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	障がい者やその家族、地域住民等が行う活動等を支援します。																																																																			
事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方																																																																			
障がい者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	障がい者が身近な地域で相談が受けられるよう相談できる拠点を設けます。																																																																			
自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	実施	実施	実施	障がい者支援に関する定期的な協議の場として設置します。																																																																			
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化します。																																																																			

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）					第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画														
				します。															
（ウ）確保の方策 障がい者支援課が地域の相談支援及び権利擁護の拠点として、総合的な相談業務を実施するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和2年度に設置した障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援の提供体制の機能強化を図ります。 また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に設置している専門部会により、相談支援の提供体制の整備、ネットワーク構築を図るとともに、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」に関する積極的な広報・啓発を行います。																			
エ 成年後見制度利用支援事業 （ア）事業の内容 成年後見制度の普及啓発を図るとともに、関係機関との地域連携体制を構築し、判断能力が十分でない障がいのある人の保護、支援を図ります。																			
（イ）事業の見込量及びその考え方 <table><tr><th>事業名</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>成年後見制度利用支援事業</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>成年後見制度を利用することが有用な障がいのある人に対し、利用の支援を図ります。</td></tr></table>										事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方	成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	成年後見制度を利用することが有用な障がいのある人に対し、利用の支援を図ります。
事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方															
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	成年後見制度を利用することが有用な障がいのある人に対し、利用の支援を図ります。															
（ウ）確保の方策 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の権利擁護部会等により、制度の普及啓発活動を行います。 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の市長申立てに要する経費及び後見人等の報酬等の補助を行います。																			
オ 成年後見制度法人後見支援事業 （ア）事業の内容 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。																			
（イ）事業の見込量及びその考え方 <table><tr><th>事業名</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>成年後見制度法人後見支</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>野田市社会福祉協議会が開設した</td></tr></table>										事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方	成年後見制度法人後見支	実施	実施	実施	野田市社会福祉協議会が開設した
事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方															
成年後見制度法人後見支	実施	実施	実施	野田市社会福祉協議会が開設した															

（ウ）確保の方策 障がい者支援課が地域の相談支援及び権利擁護の拠点として、総合的な相談業務を実施するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、相談支援の提供体制の機能強化を図ります。 また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に設置した四つの専門部会により、相談支援の提供体制の整備、ネットワーク構築を図るとともに、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」に関する積極的な広報・啓発を行います。														
エ 成年後見制度利用支援事業 （ア）事業の内容 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬等の補助を行います。														
（イ）事業の見込量及びその考え方 <table><tr><th>事業名</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>成年後見制度利用支援事業</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>成年後見制度を利用することが有用な障がい者に対し、利用の支援を図ります。</td></tr></table>					事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方	成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	成年後見制度を利用することが有用な障がい者に対し、利用の支援を図ります。
事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方										
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	成年後見制度を利用することが有用な障がい者に対し、利用の支援を図ります。										
（ウ）確保の方策 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の権利擁護部会等により、制度の普及啓発活動を図るとともに、関係機関との地域連携体制を構築し、判断能力が十分でない障がい者の保護、支援を図ります。														
オ 成年後見制度法人後見支援事業 （ア）事業の内容 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。														
（イ）事業の見込量及びその考え方 <table><tr><th>事業名</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>成年後見制度法人後見支</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>野田市社会福祉協議会が開設した</td></tr></table>					事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方	成年後見制度法人後見支	実施	実施	実施	野田市社会福祉協議会が開設した
事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方										
成年後見制度法人後見支	実施	実施	実施	野田市社会福祉協議会が開設した										

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）						第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画																																								
援事業					成年後見支援センターの利用促進を図ります。	援事業					成年後見センターの利用促進を図ります。																																			
（ウ）確保の方策 日常生活における自立支援事業から成年後見制度へ途切れることなく支援していくため、野田市社会福祉協議会が実施する成年後見支援事業について、関係機関と連携し制度の普及を図ります。						（ウ）確保の方策 日常生活における自立支援事業から成年後見制度へ途切れることなく支援していくため、野田市社会福祉協議会による成年後見支援について、関係機関と連携し制度普及を図ります。																																								
カ 意思疎通支援事業 （ア）事業の内容 手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業により意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人とその他の者との意思疎通支援を行います。						カ 意思疎通支援事業 （ア）事業の内容 手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者との意思疎通支援を行います。																																								
（イ）事業の見込量及びその考え方（設置者数/日、件/年） <table><tr><th>事業名</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>手話通訳者設置事業</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td>聴覚障がい者とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者を配置します。</td></tr><tr><td>意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣事業</td><td>427 件</td><td>427 件</td><td>427 件</td><td>聴覚障がい者とその他の者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣事業を行います。</td></tr><tr><td>遠隔手話通訳サービス</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>急な手話通訳の依頼に対応するためタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスを行います。</td></tr></table>						事業名	3 年度	4 年度	5 年度	実施に関する考え方	手話通訳者設置事業	1 人	1 人	1 人	聴覚障がい者とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者を配置します。	意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣事業	427 件	427 件	427 件	聴覚障がい者とその他の者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣事業を行います。	遠隔手話通訳サービス	実施	実施	実施	急な手話通訳の依頼に対応するためタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスを行います。	（イ）事業の見込量及びその考え方（設置者数/日、件/年） <table><tr><th>事業名</th><th>30 年度</th><th>31 年度</th><th>32 年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>意思疎通支援者設置事業</td><td>2 人</td><td>2 人</td><td>2 人</td><td>聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者を配置します。</td></tr><tr><td>意思疎通支援者派遣事業</td><td>920 件</td><td>968 件</td><td>1, 018 件</td><td>聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣事業を行います。</td></tr></table>						事業名	30 年度	31 年度	32 年度	実施に関する考え方	意思疎通支援者設置事業	2 人	2 人	2 人	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者を配置します。	意思疎通支援者派遣事業	920 件	968 件	1, 018 件	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣事業を行います。
事業名	3 年度	4 年度	5 年度	実施に関する考え方																																										
手話通訳者設置事業	1 人	1 人	1 人	聴覚障がい者とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者を配置します。																																										
意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣事業	427 件	427 件	427 件	聴覚障がい者とその他の者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣事業を行います。																																										
遠隔手話通訳サービス	実施	実施	実施	急な手話通訳の依頼に対応するためタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスを行います。																																										
事業名	30 年度	31 年度	32 年度	実施に関する考え方																																										
意思疎通支援者設置事業	2 人	2 人	2 人	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者を配置します。																																										
意思疎通支援者派遣事業	920 件	968 件	1, 018 件	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣事業を行います。																																										
（ウ）確保の方策 手話通訳者設置事業については、今後も市役所及び関宿支所に手話通訳者を配置し、意思疎通支援者派遣事業についても事業を継続するとともに、急な手話通訳の依頼に対応できるよう遠隔手話通訳サービスを実施するなど聴覚障がい者の意思疎通支援の充実に努めます。						（ウ）確保の方策 意思疎通支援者設置事業については、今後も市本庁舎及び関宿支所に手話通訳者を設置し、意思疎通支援の充実に努めます。 意思疎通支援者派遣事業については、市から野田市社会福祉協議会へ委託していましたが、市の直営方式に改め、今後も意思疎通支援の充実に努めます。																																								
キ 日常生活用具給付等事業 （ア）事業の内容 障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるよう用具の購入及びその取付工事に要						キ 日常生活用具給付等事業 （ア）事業の内容 障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。																																								

第6期野田市障がい福祉計画、第2期野田市障がい児福祉計画（素案）	第5期野田市障がい福祉計画、第1期野田市障がい児福祉計画																																																												
する費用の助成、又は貸与します。																																																													
（イ）事業の見込量及びその考え方（件/年） <table><tr><th>事業名</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>介護・訓練用支援用具</td><td>5件</td><td>5件</td><td>5件</td><td rowspan="6">地域で生活する障がいのある人に対し、日常生活用具等を給付することで、日常生活の利便性の向上を図ります。</td></tr><tr><td>自立生活支援用具</td><td>24件</td><td>24件</td><td>24件</td></tr><tr><td>在宅療養等支援用具</td><td>17件</td><td>17件</td><td>17件</td></tr><tr><td>情報・意思疎通支援用具</td><td>25件</td><td>25件</td><td>25件</td></tr><tr><td>排泄管理支援用具</td><td>2,996件</td><td>2,996件</td><td>2,996件</td></tr><tr><td>住宅改修費</td><td>2件</td><td>2件</td><td>2件</td></tr></table>	事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方	介護・訓練用支援用具	5件	5件	5件	地域で生活する障がいのある人に対し、日常生活用具等を給付することで、日常生活の利便性の向上を図ります。	自立生活支援用具	24件	24件	24件	在宅療養等支援用具	17件	17件	17件	情報・意思疎通支援用具	25件	25件	25件	排泄管理支援用具	2,996件	2,996件	2,996件	住宅改修費	2件	2件	2件	（イ）事業の見込量及びその考え方（件/年） <table><tr><th>事業名</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>介護・訓練支援用具</td><td>8件</td><td>8件</td><td>8件</td><td rowspan="6">地域で生活する障がい者に対し、日常生活用具等を給付することで、日常生活の利便性の向上を図ります。</td></tr><tr><td>自立生活支援用具</td><td>21件</td><td>21件</td><td>21件</td></tr><tr><td>在宅療養等支援用具</td><td>17件</td><td>17件</td><td>17件</td></tr><tr><td>情報・意思疎通支援用具</td><td>23件</td><td>23件</td><td>23件</td></tr><tr><td>排泄等管理支援用具</td><td>3,209件</td><td>3,347件</td><td>3,489件</td></tr><tr><td>居宅生活動作補助用具</td><td>3件</td><td>3件</td><td>3件</td></tr></table>	事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方	介護・訓練支援用具	8件	8件	8件	地域で生活する障がい者に対し、日常生活用具等を給付することで、日常生活の利便性の向上を図ります。	自立生活支援用具	21件	21件	21件	在宅療養等支援用具	17件	17件	17件	情報・意思疎通支援用具	23件	23件	23件	排泄等管理支援用具	3,209件	3,347件	3,489件	居宅生活動作補助用具	3件	3件	3件
事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方																																																									
介護・訓練用支援用具	5件	5件	5件	地域で生活する障がいのある人に対し、日常生活用具等を給付することで、日常生活の利便性の向上を図ります。																																																									
自立生活支援用具	24件	24件	24件																																																										
在宅療養等支援用具	17件	17件	17件																																																										
情報・意思疎通支援用具	25件	25件	25件																																																										
排泄管理支援用具	2,996件	2,996件	2,996件																																																										
住宅改修費	2件	2件	2件																																																										
事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方																																																									
介護・訓練支援用具	8件	8件	8件	地域で生活する障がい者に対し、日常生活用具等を給付することで、日常生活の利便性の向上を図ります。																																																									
自立生活支援用具	21件	21件	21件																																																										
在宅療養等支援用具	17件	17件	17件																																																										
情報・意思疎通支援用具	23件	23件	23件																																																										
排泄等管理支援用具	3,209件	3,347件	3,489件																																																										
居宅生活動作補助用具	3件	3件	3件																																																										
（ウ）確保の方策 障がいのある人のニーズに合った用具を事業の対象にできるよう情報収集に努めるとともに、障がいのある人に対して適切な情報提供に努めます。	（ウ）確保の方策 障がい者等のニーズに合った用具を給付できるよう適切な情報提供と種目 を定めるように努めます。																																																												
ク 手話奉仕員養成研修事業 （ア）事業の内容 聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話で意思疎通支援を行う手話奉仕員を養成します。	ク 手話奉仕員養成研修事業 （ア）事業の内容 聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話で意思疎通支援を行う者を養成します。																																																												
（イ）事業の見込量及びその考え方（養成講習終了者数） <table><tr><th>事業名</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>手話奉仕員養成研修事業</td><td>20人</td><td>20人</td><td>20人</td><td>手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者のニーズに対応します。</td></tr></table>	事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方	手話奉仕員養成研修事業	20人	20人	20人	手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者のニーズに対応します。	（イ）事業の見込量及びその考え方（養成講習終了者数） <table><tr><th>事業名</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>手話奉仕員養成研修事業</td><td>14人</td><td>14人</td><td>14人</td><td>手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者のニーズに対応します。</td></tr></table>	事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方	手話奉仕員養成研修事業	14人	14人	14人	手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者のニーズに対応します。																																								
事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方																																																									
手話奉仕員養成研修事業	20人	20人	20人	手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者のニーズに対応します。																																																									
事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方																																																									
手話奉仕員養成研修事業	14人	14人	14人	手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者のニーズに対応します。																																																									
（ウ）確保の方策 野田市社会福祉協議会と連携を図りながら、手話奉仕員養成研修事業を実施します。また、県が実施している手話通訳者養成研修の受講を促進します。	（ウ）確保の方策 手話奉仕員養成研修事業を野田市社会福祉協議会に委託し実施します。また、県が実施している手話通訳者養成研修の受講を促進します。																																																												
ケ 移動支援事業 （ア）事業の内容 移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	ケ 移動支援事業 （ア）事業の内容 移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。																																																												

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）				
（イ）事業の見込量及びその考え方（延時間/年、実人/年）				
事業名	3 年度	4 年度	5 年度	実施に関する考え方
移動支援事業	14, 410時間	14, 410時間	14, 410時間	外出支援により、地域での自立生活及び社会参加を促します。
	132人	132人	132人	
（ウ）確保の方策 利用者のニーズに対応できるよう居宅介護事業者等への情報提供に努め、事業者の参入を促進します。				
コ 地域活動支援センター機能強化事業				
（ア）事業の内容 基礎的事業として、施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するための支援を行います。 また、基礎的事業に加え、センターの機能強化を図る事業を実施する場合には、その内容に応じてⅠ型からⅢ型に分けられます。 a 地域活動支援センターⅠ型 精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、併せて相談支援事業を実施します。 b 地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用及び就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 c 地域活動支援センターⅢ型 通所による援護事業の実績を有し、安定的な運営が図られているセンターが、常勤職員を配置して支援を実施します。				
（イ）事業の見込量及びその考え方（箇所数、実人/年）				
事業名	3 年度	4 年度	5 年度	実施に関する考え方
野田市利用分	5か所	5か所	5か所	利用者に創作的活動の機会等を提供する事業（Ⅱ型又はⅢ型）を実施するほか、加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等の事業（Ⅰ型）を実施します。
	150人	150人	150人	
他市町村利用分	3か所	3か所	3か所	

第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画				
（イ）事業の見込量及びその考え方（延時間/年、実人/年）				
事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
移動支援事業	12, 234時間	12, 234時間	12, 234時間	外出支援により、地域での自立生活及び社会参加を促します。
	115人	115人	115人	
（ウ）確保の方策 利用者のニーズに対応できるよう居宅介護事業者等への情報提供に努め、事業者の参入を促進します。				
コ 地域活動支援センター				
（ア）事業の内容 基礎的事業として、施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するための支援を行います。 また、この基礎的事業に加え、センターの機能強化を図る事業を実施する場合には、その内容に応じてⅠ型からⅢ型に分けられます。 a 地域活動支援センターⅠ型 精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、併せて相談支援事業を実施します。 b 地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用及び就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 c 地域活動支援センターⅢ型 通所による援護事業の実績を有し、安定的な運営が図られているセンターが、常勤職員を配置して支援を実施します。				
（イ）事業の見込量及びその考え方（箇所数、実人/年）				
事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
野田市利用分	5か所	5か所	5か所	利用者に創作的活動の機会等を提供する事業（Ⅱ型又はⅢ型）を実施するほか、加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等の事業（Ⅰ型）を実施します。
	180人	180人	180人	
他市町村利用分	4か所	4か所	4か所	

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）						第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画					
		11人	11人	11人				15人	15人	15人	
（ウ）確保の方策 地域活動支援センターの安定した事業運営及び障がいのある人が利用できる環境の整備ができるよう支援を行います。						（ウ）確保の方策 地域活動支援センターは、市内にⅠ型が1か所、Ⅲ型が3か所あり、センターの機能を充実強化していきます。また、重度の障がい者が利用できる環境の整備に努めるとともに、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。					
サ その他の事業 （ア）事業の内容						サ その他の事業 （ア）事業の内容					
		サービスの種類		内容				サービスの種類		内容	
日常生活支援に関する事業	訪問入浴サービス事業		入浴が困難な障がいのある人に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。			訪問入浴サービス事業		入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問により入浴サービスを行います。			
	生活訓練等事業		障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。			生活訓練等事業		障がい者に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。			
	日中一時支援事業		障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。			日中一時支援事業		障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息を図ります。			
	巡回支援専門員整備事業		専門職が保育所等の子どもやその親が集まる施設等を巡回し、施設のスタッフや親に対して、障がいの早期発見、早期対応のための支援を行います。			スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。			
社会参加支援に関する事業	レクリエーション活動等支援事業		障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション活動等を支援します。			点字・声の広報等発行事業		文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声等により、市の広報等、地域生活をする上で必要度の高い情報を提供します。			
	点字・声の広報等発行事業		文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声等により、市の広報等、地域生活を営む上で必要度の高い情報を提供します。			要約筆記者養成研修事業		聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される要約筆記者を養成します。			
	奉仕員養成研修事業		聴覚障がい者の意思疎通支援を行う要約筆記奉仕員や点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成することにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。			自動車運転免許取得・改造助成事業		自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。			
自動車運転免許取得・改造助成事業		自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。									

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）						第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画						
（イ）事業の見込量及びその考え方（延回/年、実人/年）						（イ）事業の見込量及びその考え方（延回/年、実人/年）						
事業名		3 年度	4 年度	5 年度	実施に関する考え方	事業名		30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方	
日常生活支援に関する事業	訪問入浴サービス事業		実施	実施	実施	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人のニーズに合った事業を実施し、福祉の増進を図ります。	訪問入浴サービス事業		実施	実施	実施	自立した日常生活又は社会生活営むことができるよう、柔軟に障がい者のニーズに合った事業を実施し、障がい者の福祉の増進を図ります。
	生活訓練等事業		実施	実施	実施		生活訓練等事業		実施	実施	実施	
	日中一時支援事業	障がい者	5,386回	5,386回	5,386回		日中一時支援事業	障がい者	4,799回	4,799回	4,799回	
			109人	109人	109人				97人	97人	97人	
		障がい児	5,023回	5,023回	5,023回			障がい児	5,002回	5,002回	5,002回	
			64人	64人	64人				61人	61人	61人	
巡回支援専門員整備事業		実施	実施	実施	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		実施	実施	実施			
社会参加支援に関する事業	レクリエーション活動等支援事業		実施	実施	実施		点字・声の広報等発行事業		実施	実施	実施	
	点字・声の広報等発行事業		実施	実施	実施		要約筆記者養成研修事業		実施	実施なし	実施	
	奉仕員養成研修事業		実施	実施	実施		自動車運転免許取得・改造助成事業		実施	実施	実施	
	自動車運転免許取得・改造助成事業		実施	実施	実施							
（ウ）確保の方策						（ウ）確保の方策						
野田市社会福祉協議会をはじめ、市の契約事務手続に則って決定した事業者に委託するほか、市に指定登録を行った事業者により実施します。						訪問入浴サービス事業及び点字・声の広報等発行については、市の契約事務手続に沿って決定した事業者に委託します。						
巡回支援専門員整備事業については、市の作業療法士等の専門職の巡回により実施します。						生活訓練等事業及び養成研修事業については、野田市社会福祉協議会に委託して実施し、福祉の増進に努めます。						
（４）発達障がい者等に対する支援												
（ア）事業の内容												
保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等支援プログラムの受講を通して、人材育成に努め発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。												
（イ）事業の見込量及びその考え方（延回/年、実人/年）												
事業名		3 年度	4 年度	5 年度	実施に関する考え方	事業名		30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方	
ペアレントトレーニングやパ		1 人	1 人	1 人	発達障がい者等の早							

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）					第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画																																											
アレントプログラム等の支援 プログラム等の受講者数				期発見・早期支援のため、発達障がい者等及びその家族等への支援体制の確保に努めます。																																												
ペアレントメンターの人数	1 人	1 人	1 人																																													
ピアサポート活動への参加人数	1 人	1 人	1 人																																													
（ウ）確保の方策 各種の研修や講習案内のほか、県内のピアサポート活動の情報提供を行います。																																																
（5）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 （ア）事業の内容 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう重層的な連携による支援体制の構築を推進します。																																																
（イ）事業の見込量及びその考え方（延回/年、実人/年） <table><tr><th>サービス等の種類</th><th>単位</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td>保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数</td><td>－</td><td>3 回</td><td>3 回</td><td>3 回</td><td>千葉県が開催する精神障害者地域移行支援協議会と共同で開催します。</td></tr><tr><td>保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数</td><td>－</td><td>各 1 人</td><td>各 1 人</td><td>各 1 人</td><td>保健、医療（精神科）、医療（精神科以外）、福祉、介護、当事者及び家族から各 1 人</td></tr><tr><td>精神障がい者の地域移行支援の利用者数</td><td>実人/月</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td rowspan="4">過年度の実績のほか、保健、医療、福祉関係者による協議を通して利用者数を見込みます。</td></tr><tr><td>精神障がい者の地域定着支援の利用者数</td><td>実人/月</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td></tr><tr><td>精神障がい者の共同生活援助の利用者数</td><td>実人/月</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td></tr><tr><td>精神障がい者の自立生活援助の利用者数</td><td>実人/月</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td></tr></table>					サービス等の種類	単位	3 年度	4 年度	5 年度	実施に関する考え方	保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	－	3 回	3 回	3 回	千葉県が開催する精神障害者地域移行支援協議会と共同で開催します。	保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	－	各 1 人	各 1 人	各 1 人	保健、医療（精神科）、医療（精神科以外）、福祉、介護、当事者及び家族から各 1 人	精神障がい者の地域移行支援の利用者数	実人/月	1 人	1 人	1 人	過年度の実績のほか、保健、医療、福祉関係者による協議を通して利用者数を見込みます。	精神障がい者の地域定着支援の利用者数	実人/月	1 人	1 人	1 人	精神障がい者の共同生活援助の利用者数	実人/月	1 人	1 人	1 人	精神障がい者の自立生活援助の利用者数	実人/月	1 人	1 人	1 人					
サービス等の種類	単位	3 年度	4 年度	5 年度	実施に関する考え方																																											
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	－	3 回	3 回	3 回	千葉県が開催する精神障害者地域移行支援協議会と共同で開催します。																																											
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	－	各 1 人	各 1 人	各 1 人	保健、医療（精神科）、医療（精神科以外）、福祉、介護、当事者及び家族から各 1 人																																											
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	実人/月	1 人	1 人	1 人	過年度の実績のほか、保健、医療、福祉関係者による協議を通して利用者数を見込みます。																																											
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	実人/月	1 人	1 人	1 人																																												
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	実人/月	1 人	1 人	1 人																																												
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	実人/月	1 人	1 人	1 人																																												
（ウ）確保の方策																																																

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）	第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画																									
令和 2 年度に設置した精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場と自立支援・障がい者差別解消地域支援協議会の連携を図り、地域の課題やニーズを共有しながら精神障がい者の地域生活への移行の推進に努めます。 （6）相談支援体制の充実・強化等 （ア）事業の内容 障がいのある人からの相談に応じる体制の整備に加え、個別事例における専門的な指導や助言や利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的資源の実情の把握し、特定相談支援事業所の機能の充実を図ります。 （イ）事業の見込量及びその考え方（延回/年、実人/年） <table><tr><th colspan="2">サービス等の種類</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>5 年度</th><th>実施に関する考え方</th></tr><tr><td colspan="2">総合的・専門的な相談支援</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td rowspan="4">障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実・強化を図ります。</td></tr><tr><td rowspan="3">地域の相談支援体制の強化</td><td>地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数</td><td>300回</td><td>300回</td><td>300回</td></tr><tr><td>地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td></tr><tr><td>地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数</td><td>3回</td><td>3回</td><td>3回</td></tr></table> （ウ）確保の方策 令和 2 年度に設置した相談支援の中核機関である障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援に関して指導的役割を果たすとともに、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援等重層的な相談支援体制が円滑に機能するよう検証及び評価を実施し、適切な見直しと必要な支援を行います。 （7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 （ア）事業の内容 障害福祉サービスの多様化に加え、多くの事業者が参入していることから、利用者が必要とする障害福祉サービスを提供するため、市職員が障害者総合支援法の具体的な内容を	サービス等の種類		3 年度	4 年度	5 年度	実施に関する考え方	総合的・専門的な相談支援		実施	実施	実施	障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実・強化を図ります。	地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	300回	300回	300回	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2回	2回	2回	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回	
サービス等の種類		3 年度	4 年度	5 年度	実施に関する考え方																					
総合的・専門的な相談支援		実施	実施	実施	障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実・強化を図ります。																					
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	300回	300回	300回																						
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2回	2回	2回																						
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回																						

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）					第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画				
理解するための各種研修の活用や、適正な運営を行う事業者を確保することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。									
（イ）事業の見込量及びその考え方（延回/年、実人/年）									
サービス等の種類		3 年度	4 年度	5 年度	実施に関する考え方				
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用		1 人	1 人	1 人	千葉県が実施する各種研修への参加を促進します。				
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		実施	実施	実施	請求の過誤をなくすための取組を実施します。				
（ウ）確保の方策									
市職員が各種研修に参加しやすい体制及び適正な運営を行う事業者を確保するため障害福祉サービス事業所への実地指導等を実施する職員体制の確保に努めます。									
また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会を活用し、請求の過誤等をなくすための事例検証を行うなど情報共有を図ります。									
（ 8 ）障がい児支援（第 2 期野田市障がい児福祉計画）					（ 4 ）障がい児支援（第 1 期障がい児福祉計画）				
ア サービスの内容					ア サービスの内容				
サービスの種類		内容			サービスの種類		内容		
障害児相談支援		○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ○継続障害児支援利用援助 支給決定された障害児通所支援等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、障害児通所支援事業者等との連絡調整などを行います。			障害児相談支援		○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ○継続障害児支援利用援助 支給決定された障害児通所支援等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、障害児通所支援事業者等との連絡調整などを行います。		
通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。			通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。		

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）					第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画								
		医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。					医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。				
		放課後等デイサービス	就学（幼稚園及び大学を除く。）している障がい児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。					放課後等デイサービス	就学（幼稚園及び大学を除く。）している障がい児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。				
		保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。					保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。				
	居宅訪問型児童発達支援		重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。			居宅訪問型児童発達支援		重症の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。					
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。			医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。					
	イ サービス見込量の算出の考え方					イ サービス見込量の算出の考え方							
	保護者の障がい受容や早期療育の重要性の高まりにより、障害児通所支援のニーズ増大が見込まれることから各サービスともに、現に利用している障がい児の数と実績値の推移を勘案して見込みます。					保護者の障がい受容や早期療育の重要性の高まりにより、障害児通所支援のニーズ増大が見込まれることから各サービスともに、現に利用している障がい児の数と実績値の推移を勘案して見込みます。							
ウ サービスの見込量					ウ サービスの見込量								
	サービスの種類		単位	3 年度	4 年度	5 年度	障害児通所支援	サービスの種類		単位	30年度	31年度	32年度
	児童発達支援	延人日/月	1, 773	1, 965	2, 156	児童発達支援		延人日/月	1, 044	1, 173	1, 298		
		実人/月	192	216	240			実人/月	93	102	113		
	医療型児童発達支援	延人日/月	8	8	8	医療型児童発達支援		延人日/月	20	30	40		
		実人/月	1	1	1			実人/月	2	3	4		
	放課後等デイサービス	延人日/月	4, 371	4, 788	5, 189	放課後等デイサービス		延人日/月	3, 079	3, 569	4, 035		
		実人/月	338	367	395			実人/月	260	299	338		
	保育所等訪問支援		延人日/月	9	11	12		保育所等訪問支援		延人日/月	5	5	7

第 6 期野田市障がい福祉計画、第 2 期野田市障がい児福祉計画（素案）						第 5 期野田市障がい福祉計画、第 1 期野田市障がい児福祉計画					
		実人/月	8	9	10			実人/月	4	5	6
居宅訪問型児童発達支援	延人日/月	8	8	8		居宅訪問型児童発達支援	延人日/月	20	30	40	
	実人/月	1	1	1			実人/月	2	3	4	
障害児相談支援	実人/月	142	153	164		障害児相談支援	実人/月	104	123	141	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人/月	1	1	1		医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人/月	1	1	1	
エ 確保のための方策 児童発達支援、放課後等デイサービスは、障がい児通所事業所連絡会を通じサービス提供事業所と連携を図りながらニーズに応じたサービスの提供の確保を図ります。 なお、サービス提供事業所に対し国が示すガイドライン等に基づき、千葉県と共に支援内容の質の維持向上に努めます。 障害児相談支援については、増加傾向にある見込量を確保するため相談支援事業者の新規参入を促進するとともに、適切なサービス等利用計画作成のため定期的な実地指導を実施しサービスの質の維持向上を図ります。											
5 計画の推進に向けて （1）地域ネットワークの構築 障がいのある人の地域移行や就労支援を進めるには、公的サービスに加え、障がいのある人を地域で支えることが必要です。 このため、本市の自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用し、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関のネットワークを構築し、関係機関の連携の下、地域における障がいのある人への支援体制の整備を推進します。 （2）計画の達成状況の点検及び評価の方法 本計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとし、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセス（PDCAサイクル）の順に実施します。 本計画の事業の進捗状況、成果目標、その活動指標について、1年に1回はその実績を把握し、障がい者施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、本計画の中間評価として分析・評価											
エ 確保のための方策 児童発達支援、放課後等デイサービスは、障がい児通所事業所連絡会を通じサービス提供事業所と連携を図りながらニーズに応じたサービスの提供の確保を図ります。 なお、サービス提供事業所に対し国が示すガイドライン等に基づき、千葉県と共に支援内容の質の維持向上に努めます。 障害児相談支援については、増加傾向にある見込量を確保するため相談支援事業者の新規参入を促進するとともに、適切なサービス等利用計画作成のため定期的な実地指導を実施しサービスの質の維持向上を図ります。											
5 計画の推進に向けて （1）地域ネットワークの構築 障がい者の地域移行や就労支援を進めるには、公的サービスに加え、障がい者を地域で支えることが必要です。 このため、本市の自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用し、福祉、医療、教育、労働等の関係機関のネットワークを構築し、関係機関の連携の下、地域における障がい者への支援体制の整備を推進します。 （2）計画の達成状況の点検及び評価の方法 障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。 PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。											

第６期野田市障がい福祉計画、第２期野田市障がい児福祉計画（素案）	第５期野田市障がい福祉計画、第１期野田市障がい児福祉計画
を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更や事業の見直し等を実施します。 また、中間評価の際には、本市の障がい者基本計画推進協議会並びに自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。	障がい者基本計画の事業の進捗状況、障がい福祉計画の成果目標、その活動指標となる見込量について、少なくとも１年に１回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を実施します。 また、中間評価の際には、野田市障がい者基本計画推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について、公表することに努めます。

令和2年11月 日

(案)

日中サービス支援型共同生活援助に関する協議会等への報告書（市町村用）

（令和2年度分）

千葉県総合支援協議会長 様

市町村名 野田市

代表者名 野田市自立支援・障がい者差別解消支援

地域協議会 会長 加藤 満子 印

上記の件について、下記及び別添のとおり提出します。

記

1 当該年度において「報告・評価シート」に基づき評価・助言等を行った事業所

事業所名	新規	助言・要望
ソーシャルインクルーホーム野田上花輪	○	○

※初めて評価等を行った事業所は、新規欄に○をつけてください。

※評価のほか、助言・要望を行った事業所は、助言・要望欄に○をつけてください。

※上記事業者に対する評価後の「報告・評価シート」の写しを添付し下さい。

2 本件に関する連絡先

担当者名	
連絡先	

報告・評価シート

【報告日 2020年 5月 11日】

【評価日 2020年 11月 2日】

※当該事業者に係る評価・要望等については別紙のとおり

項目	【事業所記入欄】									
1 施設概要	事業者名	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪				人員配置	日中			
	指定日	令和元年	9月	1日	世話人		生活支援員			
	所在地	千葉県野田市上花輪1292-28					15人	3人		
	定員数（共同生活援助）	10人					（常勤換算後）	（常勤換算後）		
	定員数（短期入所）	1人					3.7人	2.07人		
	共同生活住居数	1戸					夜間			
	【住居の内訳】	【定員数の内訳】			世話人（夜間）		世話人（夜間）			
	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪	10名			13人		人			
	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪（指定短期入所）	1名			（常勤換算後）		（常勤換算後）			
					1.43人		人			
2 利用者状況 （令和2年5月11日現在）	障害支援区分	人数				内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）			
	非該当	0人					身体	総 数：	3人	
	区分1	0人						主に日中GHで過ごす人数：	1人	
	区分2	0人					知的	総 数：	5人	
	区分3	2人						主に日中GHで過ごす人数：	1人	
	区分4	5人					精神	総 数：	5人	
	区分5	2人						主に日中GHで過ごす人数：	5人	
	区分6	1人					難病等	総 数：	0人	
	合計	10人						主に日中GHで過ごす人数：	0人	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な日中の活動について	・ GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。 ・ 買物支援（同行・代行） ・ 通院等介助（定期受診・突発受診） ・ 移動支援（駅までの送迎） ・ 散歩 ・ 昼食の提供 ・ 訪問関係（訪問リハ・訪問美容・訪問看護） ・ NHKラジオ体操（朝、夕2回） ・ 工作物（切り絵など） ・ 外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 5人 生活介護事業所を利用	
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	・ 利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。 季節毎のイベント（クリスマスや初詣など）や野田圏域GHスポーツ大会への参加。 ご入居者様のお一人は公の場で太鼓を披露する為に、月2回程度の練習を実施する「あおいはる」へ参加しています。 ・ 体験的利用等のニーズに対応しているか。 11人が利用しています ご自宅にて生活されていた方がご家族様の高齢化に伴うGH入居を見据えて体験される等	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価			
5 支援体制の確保について	・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか 土日においても平日と変わらない人員配置を実施している				
6 地域に開かれた運営について	・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。 ご家族様のご来訪については積極的に受け入れています ご事情があり、ご来訪ができないご家族様へは電話にて近況報告を実施しています。 地域住民への交流については加入している自治会様と自治会イベントへの参加など検討調整していたが、コロナの影響により時期不明の延期となりました。 ・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。 <table border="1" data-bbox="461 794 1254 895"> <tr> <td data-bbox="461 794 817 847" rowspan="2">受け入れ人数</td><td data-bbox="817 794 1254 847">実 習 生： 0 人</td></tr> <tr> <td data-bbox="817 847 1254 895">ボランティア： 0 人</td></tr> </table> 現在のところ、実習生やボランティアについては受け入れできていないが、是非積極的に受け入れたいと考えています	受け入れ人数	実 習 生： 0 人	ボランティア： 0 人	
受け入れ人数	実 習 生： 0 人				
	ボランティア： 0 人				
7 短期入所の併設について	・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。 建物の構造上、女性の短期入所のみとなっていますが、積極的に受け入れており、相談数4件に対し4件利用（お断り0件） ・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。 緊急的な受け入れは現在のところ無いですが、ご家庭の状況やご本人様を取り巻く環境の変化等による緊急・一時的な受け入れは対応していきます				

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
8 相談支援事業者や 他のサービス事業所と の連携状況について	相談支援事業所とは随時連絡が取れる体制であり、障害特性による対応方法での不明点を教えて頂いています。 また、ホームからご本人様における良い情報（ADLや気分の向上等）を相談支援事業所へ提供しています。 日中活動先に行かれている方の場合は、連絡帳を活用し情報共有を行っています	
9 その他	・ご利用者様の年齢層について：20代1名、30代1名、40代2名、50代6名 ・身体のご利用者様の内訳：右半身片麻痺2名、左半身片麻痺1名 ・職員の勤務時間：管理者・サビ管・生活支援員 8時30分～17時30分、日勤世話人9時～17時、夜勤世話人17時～翌9時	

3 利用者の主な日中の活動について	
1. 要望	
①	本人の希望及び意向に沿った支援の更なる充実を要望する。
②	施設内で生活が完結してしまわないように地域社会等との関わりを配慮した支援の更なる充実を要望する。
③	新型コロナウイルス感染症予防の観点から屋内での活動内容の更なる充実を要望する。
2. 助言(意見を含む)	
①	日中と夜間の配置人数が明確でないのは、日中活動時間が明確でなく、職員の勤務時間と連携を考慮することで解決できる。
3. 評価	
①	日中活動系サービスを利用する利用者が半数いる現状は、日中サービス支援型グループホームの本来の設置目的からすると課題がある。
②	高齢で精神障がいのある人に関しては介護への移行を検討し、サービスの提供は評価できる。
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	
1. 要望	
①	精神障がいのある人の体験等をコロナ禍が終息したときには、積極的な取組を要望する。
②	地域生活の支援状況はイベントや太鼓行事など特別なことも大切と思う反面、日中外に行けない方がどうしたら地域との接点が生まれるかを考慮したサービスの提供の一層の充実を要望する。
③	今後も体験利用のニーズは増えると思われるので、グループホームが多様な形の受入スタイルを選択肢として用意するのは必要なことで、常に開かれた形での活用が継続されるよう要望する。
2. 助言(意見を含む)	
①	新型コロナウイルス感染予防を十分に行いながら、外出先を検討することが必要である。
3. 評価	
①	いろいろなイベント等に参加は、障がいのある人にも障がいのない人にも必要であり、入所者別に地域に関わる支援の提供は評価できる。
5 支援体制の確保について	
1. 要望	
①	福祉人材確保は大変だと思われるが、職員の継続的な雇用を要望する。
2. 助言(意見を含む)	
①	-
3. 評価	
①	土日を含め、必要な支援員の人数を配置できており、概ね支援体制の確保ができています。
6 地域に開かれた運営について	
1. 要望	
①	コロナ禍が終息したときには、より楽しく心豊かな生活が送れるよう、一層の多くの交流の機会の確保を要望する。
②	風水害・災害などの非常時の連携を含め地域とのつながりがグループホームの強みだと思うので、外部との交流を積極的に実施して開かれた施設運営が継続されるよう要望する。
③	コロナ禍が終息したときには、実習生、ボランティアのほか、福祉団体の見学及びボランティア団体、大学との連携等も検討し、多くの人の助言を受けながら、より一層の地域に開かれた運営がなされるよう要望する。
④	ご家族への近況報告や来訪は、引き続き積極的な推進を要望する。
2. 助言(意見を含む)	
①	-
3. 評価	
①	自治会への加入は評価できるが、開所日を考えるとコロナ禍以前から自治会イベント等に参加できていればより一層評価できた。

7 短期入所の併設について	
1. 要望	
①	構造上女性のための受入となる点は残念だが、市内に短期入所施設が少ないので、今後の積極的な受け入れを要望する。
2. 助言(意見を含む)	
①	-
3. 評価	
①	構造上女性のための受け入れとなっているが、精神障がいのある方が緊急時に利用できる短期入所事業所は市内に少なく、評価する。
8 相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況について	
1. 要望	
①	知的障がいの重度の方や強度行動障がいの方、また迎え入れる職員もともに安心して利用できる連携体制の構築に向けた取組を継続されるよう要望する。
2. 助言(意見を含む)	
①	相談支援専門員以外にも地域の社会支援を活用し適材適所への相談を心掛けてほしい。
3. 評価	
①	問題なく連携できている。
9 その他	
1. 要望	
①	積極的に地元職員の雇用や障がい者雇用により一層努めるよう要望する。
2. 助言(意見を含む)	
①	加齢に伴う日常生活の困難さは今後考慮する必要が出てくる。
3. 評価	
①	高齢の方は受け入れているが、地域には重度の障がいのある方がおり、日中サービス支援型グループホームに掛かる期待は大きいと思うので、そのような方への対応を含めて本来の設置目的に則した運営を期待する。

令和2年11月 日

(案)

ソーシャルインクルー株式会社
代表取締役社長 渡邊 智成 様

野田市自立支援・障がい者差別解消支援
地域協議会 会長 加藤 満子

日中サービス支援型共同生活援助に関する協議会等への報告に関する追加質問
について（令和2年度分）

晩秋の候、貴社においてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

題記の件について、次年度以降の評価・報告に対する参考とさせていただくため、別紙様式について、下記のとおりご回答いただきますようお願いいたします。

記

1. 回答様式 別紙「日中サービス支援型共同生活援助に関する協議会等への報告に関する質問回答票」
2. 回答期日 令和2年12月11日（金）
3. 回答方法 末尾の野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会事務局に郵送又は持参してください。
4. その他 再質問の内容については、従前にご提出いただいた評価・報告シートの内容のほかに協議会において当日ご説明いただいた内容に関するものも含んでいます。

別紙様式

宛) 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
会長 加藤 満子

所在地
法人名
代表者名



日中サービス支援型共同生活援助に関する協議会等への報告に関する質問回答票

1 追加質問事項

① 日中活動における「公文の工作」は、利用者の年齢及びニーズに沿っていますか。
② 休日の支援について、平日よりも日中をグループホームで過ごされる方が多いと思いますが、十分な支援を提供できていますか。
③ 実習生、ボランティアの募集はどのようにしておられますか。
④ 短期入所において、将来的に男性利用者の受入体制を整備する予定はありますか。
⑤ 短期入所において、緊急対応の受入実績はないようですが、実際に相談があった事例をご教示ください。
⑥ 夜勤の勤務時間が16時間と長いですが、どのような勤務条件をご教示ください。
⑦ 権利擁護及び虐待防止に関する職員研修等の具体的取組があればご教示ください。

2 本件に関する連絡先

担当者名	
連絡先	

報告・評価シート（案）

【報告日 年 月 日】

【評価日 年 月 日】

項目	【事業所記入欄】										
1 施設概要	事業者名					人員配置	日中				
	指定日	年	月	日			世話人	生活支援員			
	所在地						人	人			
	定員数（共同生活援助）	人					（常勤換算後）	（常勤換算後）			
	定員数（短期入所）	人					人	人			
	共同生活住居数	戸					夜間				
	【住居の内訳】	【定員数の内訳】					世話人（夜間）	世話人（夜間）			
	【住居名を記載】	名					人	人			
	【住居名を記載】	名					（常勤換算後）	（常勤換算後）			
	【住居名を記載】	名					人	人			
2 利用者状況 (令和 年 月 日 現在)	障害支援区分	人数				内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）				
	非該当	人					身体	総 数：	人		
	区分1	人						主に日中GHで過ごす人数：			人
	区分2	人					知的	総 数：	人		
	区分3	人						主に日中GHで過ごす人数：			人
	区分4	人					精神	総 数：	人		
	区分5	人						主に日中GHで過ごす人数：			人
	区分6	人					難病等	総 数：	人		
	合計	人						主に日中GHで過ごす人数：			人

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価	
3 利用者の主な日中の活動について	・ GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。		
	(日中をGH内で過ごす利用者に対してどのような支援・サービスを提供しているのかについて)		
	・ 外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 人		
	(主な外部の日中活動サービスの種類について)		
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	・ 利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。		
	(GH内で過ごす利用者が充実した地域生活を送るために行っている外出・余暇活動等の支援活動の事例について)		
	・ 体験的利用等のニーズに対応しているか。		
	(これまでの体験利用者の人数)		
	(体験利用の事例について)		
5 支援体制の確保について	・ 日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか		
	(常時の支援体制確保状況の事例について)		

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価					
6 地域に開かれた 運営について	・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。						
	(交流機会の事例等を記入)						
	・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。						
	<table border="1" data-bbox="526 523 1153 614"> <tr> <td data-bbox="526 523 772 571">受け入れ人数</td><td data-bbox="772 523 1153 571">実 習 生： 人</td></tr> <tr> <td data-bbox="526 571 772 614"></td><td data-bbox="772 571 1153 614">ボランティア： 人</td></tr> </table>		受け入れ人数	実 習 生： 人		ボランティア： 人	
	受け入れ人数		実 習 生： 人				
	ボランティア： 人						
(受け入れの事例を記入)							
7 短期入所の併設に ついて	・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。						
	(受け入れ状況について)						
	・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。						
	(緊急・一時的な支援等の受け入れ事例について)						
8 相談支援事業者や 他のサービス事業所と の連携状況について	(具体的な連携状況の事例について)						

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価	
9 その他	(市町村等において事業者に対して追加の確認がある場合、追加の質問事項等をこちらに記載してください。)	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価	
9-1 設立目的・運営方針 ※項目1補足	【設立目的】		
	【運営方針】		
	(当該施設の設立目的及び運営方針を記入)		
9-2 野田市援護者数 ※項目2補足	野田市援護者数	人（男性 人・女性 人）	
	市外援護者数（県内）	人（男性 人・女性 人）	
	市外援護者数（県外）	人（男性 人・女性 人）	
	(利用者の援護地について、野田市援護者、市外援護者（千葉県内又は千葉県外）の別で記入		

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容					【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9-3 利用者の詳細 ※項目2補足	障がい種別	年齢	支援区分	日中活動	土日帰宅	
	(例) 身体・知的	55	6	無	有	
	(利用者の障がい種別、年齢、障害支援区分、日中活動（他事業所への通所及び土日の帰宅の有無）を一人ずつ記入 ※行が足りない場合は適宜追加					

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場の設置（案）について

1 協議の場の設置の位置付け

国が示す障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）では、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの整備を図るため、「令和２年度末までに全ての福祉圏域及び全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること」が示され、第３次野田市障がい者基本計画及び第５期野田市障がい福祉計画（第１期障がい児福祉計画）においても施策の方針として位置付けられています。

この協議の場は、福祉圏域、市町村単位で設置することとなっており、野田市は、１圏域１市であり、すでに県は協議の場を設置し市職員が委員として出席しています。

野田市は、１圏域１市であるため、同じ実施区域において、同一目的の協議の場を別に設置する必要性はありませんが、市として「協議の場」を設ける必要があることから、県が設置した「精神障害者地域移行支援会議」を市の協議の場」として位置付け、協働で開催することにより施策を推進しようとするものです。

2 千葉県の協議の場の経緯

(1)国による地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要項の策定

平成 29 年度に、国は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要綱」を策定した。

各都道府県はシステム構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場を障害福祉圏域ごとに設置することとされた。

(2)地域包括ケアシステム構築推進事業の受託

平成 30 年 5 月、千葉県は江戸川病院に地域包括ケアシステム構築推進事業を委託し、県事業として野田圏域における協議の場を開催している。

- ・代表者会議 野田保健所地域精神保健福祉連絡協議会と同日開催
- ・実務者会議 精神障害者地域移行支援協議会を実務者会議として位置付け

3 市としての協議の場

野田市は全国的にも例の少ない１市１圏域となっているため、県事業の協議の場とし事業の協議の場をそれぞれ設置するのではなく、県開催の実務者会議を市の「協議の場」として位置付け、協働開催とする。

4 協働開催のメリット

(1)市の自立支援協議会との連携

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、地域の課題やニーズを共有することが各施策を展開するうえで重要となる。市は、地域の実態や課題等の

議題（３）

情報を集約し共有する場である自立支援協議会を運営しているため、協議の場での議論の結果を「野田市自立支援・差別解消地域支援協議会」に報告し、そこで出された意見を地域包括ケアシステムの構築にフィードバックする流れを作ること、より効果的で実効性のある施策を展開できる。

（２）県と市の「評議の場」の比較

	千葉県	野田市
名称	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業実務者会議	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場
設置	平成 30 年 5 月	令和 2 年度
運営者	江戸川病院（県より事業委託）	野田市（障がい者支援課）
実施圏域	障害保健福祉圏域ごと （野田圏域：野田市）	野田市
目的	医療、福祉、介護、住まい、地域の助け合いが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の推進を協議する場	
参加者 （委員）	・ 野田健康福祉センター（精神保健相談員） ・ 医療機関（江戸川病院、岡田病院、木野崎病院） ・ 中核地域生活支援センター（のだネット） ・ 障害福祉関係事業所 - メンタルサポート野田そよかぜ - 相談支援センターいちいの木 - 地域活動支援センターさくら - 地域活動支援センターのぞみ・きらり - 障害者就労・生活支援センターはーとふる ・ 野田市、福祉事務所（障がい者支援課） ・ その他（関係団体、当事者）	
	※地域の実情に応じ選定できる。	※協議事項により、必要に応じ選定できる。
開催実績	5 回（令和元年度）	－

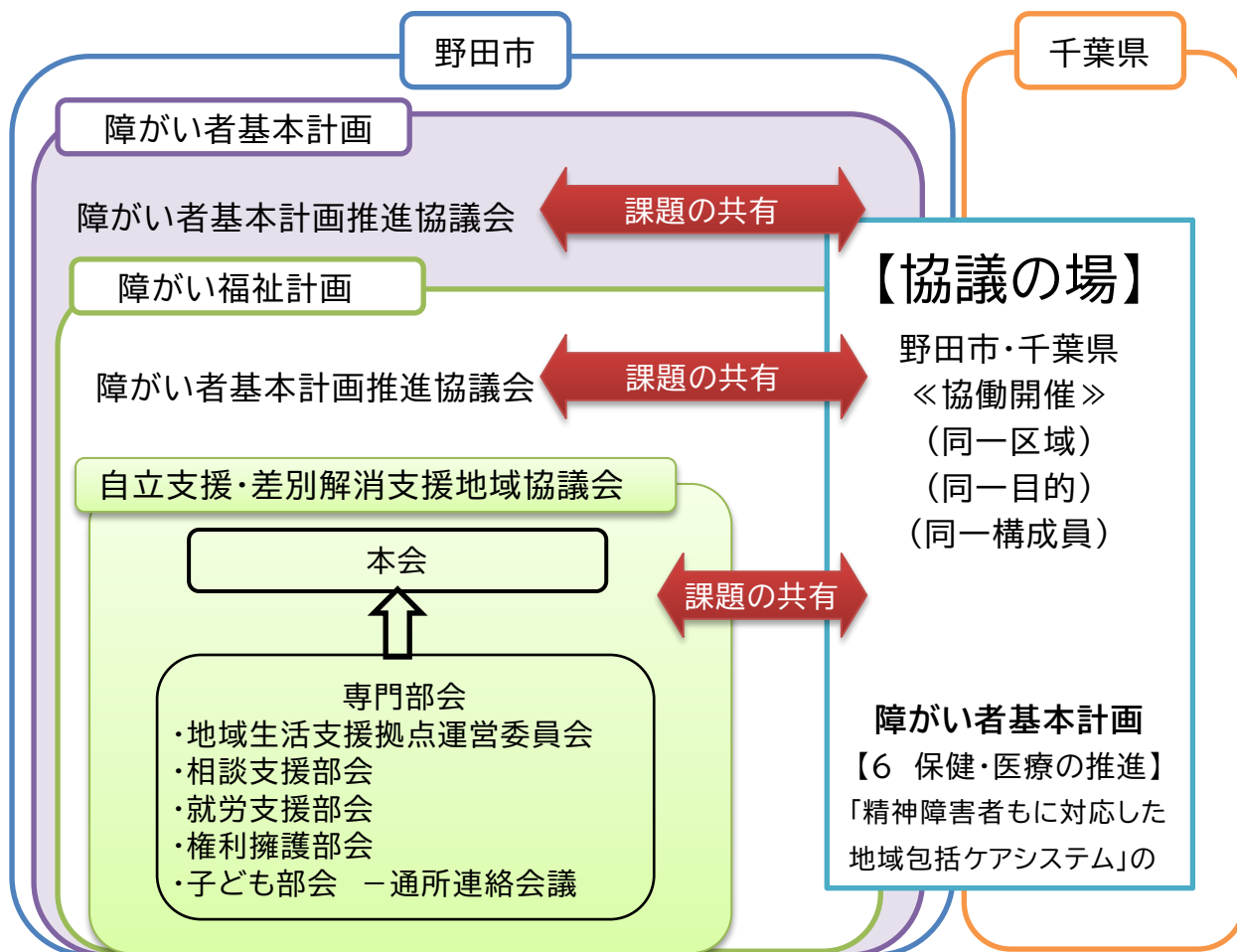
5 今後のスケジュール

10 月 27 日 野田市障がい者基本計画推進協議会において「協議の場の設置」方法について決定

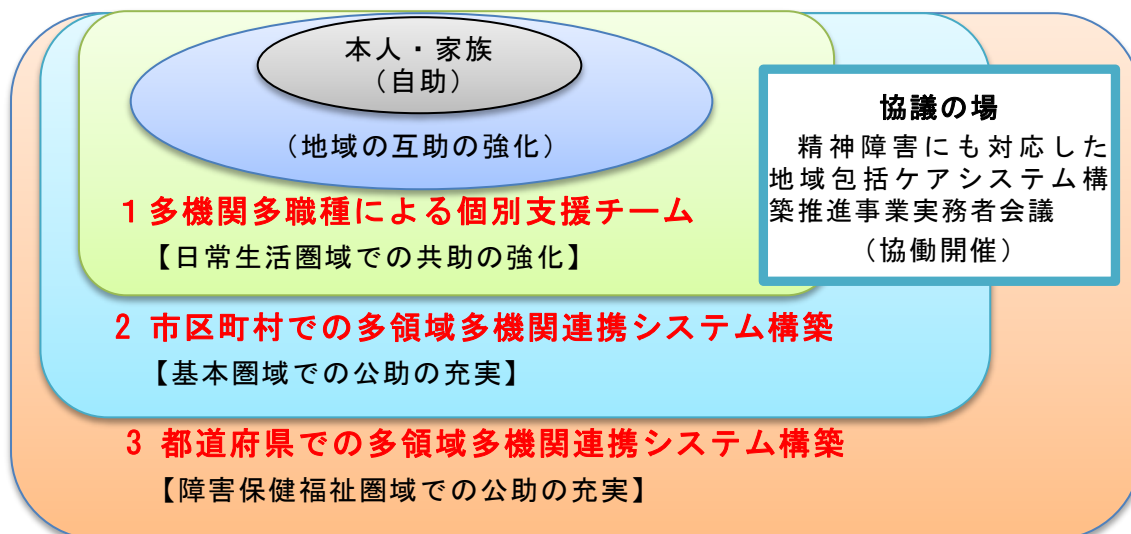
令和 3 年

1 月～2 月 第 1 回目の「協議の場」の開催。（県と協働開催）

関係協議会等の関わり方



重層的な支援体制イメージ



野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例 （案）の制定について

1 野田市の意思疎通に係る条例の制定に係る動き

千葉県が平成28年6月に制定した千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第5条に市町村の役割が次のように規定されている。

「第5条 県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努める。」



市独自の条例を制定するのではなく、意思疎通支援の環境整備を進める。

環境整備の事例

平成28年度 窓口設置手話通訳者の配置日数を「週3日4時間」から「週5日4時間」に拡充

平成29年度 意思疎通支援者派遣業務を野田市社会福祉協議会への委託から市直営化

市施設の窓口に「筆談マーク」の設置

平成30年度 手話奉仕員養成講座への市職員の参加



意思疎通支援の環境整備を進めてきたが、地域社会における共生を実現するためには、聴覚に障がいがある人を始めとする意思疎通手段について、さらに広く市民等の理解を深める必要があるとの認識から条例の制定を検討する。

条例の制定を先行している自治体では、手話を言語として位置付けることを目的とする手話言語条例のほか、手話に限定せず、その他のコミュニケーション支援手段も盛り込んだ情報コミュニケーション条例が制定されている。

手話は、日本語や英語などの音声言語ではなく手指や表情による視覚的言語であることから、手話を言語として位置付け市民等の理解を深めることと、言語を利用した筆談などの意思疎通手段の利用促進を図ることは、その性質が異なるとの考えから、市では令和元年度に手話言語条例、令和2年度に（仮称）障がいのある人となない人との円滑な意思疎通を推進する条例の制定を目指すこととする。



令和2年4月1日 野田市手話言語条例施行

2 手話言語条例と障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例の違い

(1) 手話言語条例

手話言語条例は、手話が言語として認められていなかったことや、手話を使用することができる社会環境が整備されてこなかったことを踏まえ、手話が視覚的に表現する言語であることを明確に位置付けることを条例の第一義とし、手話の理解と広がりをもって、手話を必要とする者（主に「ろう者」）が日常生活や社会生活において不便や不安を感じることなく安心して暮らすことができる共生社会の構築を目指すものです。

(2) 障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例

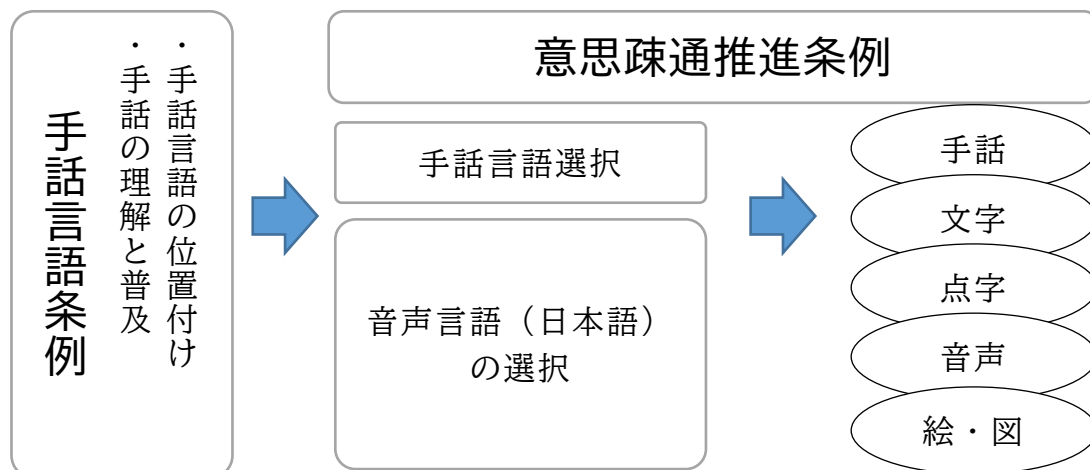
障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例（以下、「円滑な意思疎通に関する条例」という。）は、手話を必要とする者（主に「ろう者」）、難聴者、中途失聴者、盲ろう者などの聴覚に障がいのある人のほかにも、視覚障がいなどの身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障害の障がいのある人など、意思疎通に支援が必要となる障がいのある人全てを対象としています。

(3) 手話言語条例と円滑な意思疎通に関する条例の関係

手話を言語として明確に位置付け、その理解と広がりをもって、日常生活や社会生活において自由に手話を使える環境を整備することにより、手話を必要とする者（主に「ろう者」）は、手話を含めて、自らの意思で言語を選択して意思疎通を図ることができると考えています。

手話以外の言語（例えば日本語）の選択によって、難聴者、中途失聴者、盲ろう者、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障害の障がいのある人が意思疎通を図るときに、それぞれの障がいの特性により生じてしまうバリアを様々な意思疎通手段を用いることで意思疎通を図ることができると考えています。

以上のことから、手話言語条例と円滑な意思疎通推進条例は、互いに補完する関係にあると考えています。



3 円滑な意思疎通に関する条例（案）

条例（案）は、第1条から第9条までの構成としており、各条文に対する説明等を加えています。

（目的）

第1条 この条例は、障がいのある人の特性に応じた意思疎通並びに情報の受信及び発信のための手段の確保のため、意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段の確保に関する施策を総合的に推進し、もって障がいの有無にかかわらず共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

【説明等】

本条は、条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

意思疎通手段の普及及び利用の促進に関し基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割、意思疎通手段に関する施策を推進することを明記することにより、社会的障壁を除去し障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指します。

市民等の範囲については、野田市手話言語条例と同様に事業者も含むものとします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害又は同条第2号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 意思疎通手段 手話、触手話、要約筆記、点字、音訳、平易な表現、代筆、代読、情報通信機器の使用その他障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得又は意思疎通を図るための手段をいう。

【説明等】

(1)障がいのある人

障がいのある人の定義については、「障害者基本法」及び「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の定義を踏襲しています。

なお、平成16年6月4日に公布された「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成16年法律第80号）の成立に際し、参議院において「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体

又は精神上の障害を有する者であつて、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるもの」と附帯決議が付されているため、条例の障がいのある人の定義には、この付帯決議に該当する者も含むものとしします。

〔関連する法令等〕

・ 障害者基本法第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

・ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例第2条

この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害及び同条第2号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

（2）意思疎通手段

障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の「意思疎通」の定義を基に、具体的な意思疎通支援の方法を標記しています。「その他」には、ヒアリンググループ等の情報支援技術を利用した手段が挙げられます。

〔関連する法令等〕

・ 障害者権利条約第2条

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進は、障がいのある人が意思疎通手段を利用して意思疎通を図る権利を有するとの認識の下で、全ての市民等が互いにその人格及び個性を尊重し合うことを基本に行わなければならない。

【説明等】

本条は、意思疎通手段の普及及び利用に関する基本理念を定めています。

障がいのある人は、それぞれの特性に応じた意思疎通手段を利用することを理解しながら、市民等が意思疎通を図り互いに尊重することとしています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行により、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくり推進するため、行政機関や事業所を対象に障がいを理由とした不当な差別的取り扱いの禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮が義務付けられています。市民のみなさんには、課される義務等はありませんが、共に支え合う共生社会の実現のために助け合うことが求められています。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進並びに意思疎通手段を使いやすい環境の整備に関する施策（以下「意思疎通手段普及促進等施策」という。）を講じなければならない。

【説明等】

本条は、市の責務を定めたものです。

市は、意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進並びに障がいのある人が意思疎通手段を使いやすい環境の整備に関する施策を講じなければならないとしています。

施策の推進に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のほか、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例に基づき、国、県等の関係機関や関係団体と連携を図って実施します。

〔関連する法令等〕

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その

実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

・ 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第4条

県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村その他関係機関と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進に努めなければならない。

2 県は、手話等を使用する者と連携し、手話等に対する県民の理解の促進に努めなければならない。

・ 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第5条

市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、この条例への理解を深めるとともに、市が実施する意思疎通手段普及促進等施策に協力するよう努めるものとする。

【説明等】

本条は、市民等が担うべき役割を定めています。

市民等は、条例の基本理念への理解を深めるよう努めるとともに、市が意思疎通手段の普及の促進並びに意思疎通手段を使いやすい環境の整備に関する施策の実施について協力することを求めています。

また、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例においても、県民及び事業者の役割が示されています。市の条例では、事業者を市民等に含み定義して

います。

〔関連する法令等〕

- ・千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第6条

県民は、基本理念にのっとり、手話等及び聴覚の障害に関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話等を使用する者は、基本理念にのっとり、手話等の普及の促進に協力するよう努めるものとする。

（県との連携）

第6条 市は、意思疎通手段普及促進等施策を講ずるに当たっては、千葉県と連携を図るよう努めるものとする。

【説明等】

本条は、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例において、市町村に対して県と連携を図ることが示されていることから、市においても施策の推進に当たって県と連携を図ることを定めています。

〔関連する法令等〕

- ・千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第5条

市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

（施策の策定及び推進）

第7条 市は、意思疎通手段普及促進等施策を講ずるに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる施策について定め、これを総合的に推進しなければならない。

- (1) 意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進を図るための施策
- (2) 市民等が意思疎通手段を学習する機会を確保するための施策
- (3) 障がいのある人が特性に応じた意思疎通並びに情報の受信及び発信を行うことができる環境を整備する施策
- (4) 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、ガイドヘルパーその他障がいのある人の意思疎通を支援し、又は補助する者の養成及び拡充を図る施策
- (5) 災害時における意思疎通手段による情報を得やすい環境を整備する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号の施策の策定及び見直しに当たっては、障がい者関係団体

等から意見を聴くよう努めるものとする。

【説明等】

本条は、市の責務として取り組む施策の実効性を確保するため、条例の基本理念にのっとり、具体的な施策を策定した上で、意思疎通手段に関する施策を総合的に推進することを定めるものです。

施策の推進に当たっては、必要に応じて当事者団体及び当事者を支援する団体の協力を求めて実施していきたいと考えています。

また、施策の策定及び見直しに当たっては、障がい者関係団体等から直接意見を聴くとともに、野田市障がい者基本計画推進協議会及び野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の意見を聴き、これらの意見を反映させてまいりたいと考えています。

〔想定される事業〕

- (1) 意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の促進を図るための施策
⇒意思疎通手段の活用啓発物資の配布
- (2) 市民等が意思疎通手段を学習する機会を確保するための施策
⇒学校への出前授業及び公民館での地域に密着した講座の実施
- (3) 障がいのある人が特性に応じた意思疎通並びに情報の受信及び発信を行うことができる環境を整備する施策
⇒説明会、会議、研修会等における情報保障の充実
公共施設における意思疎通支援設備等の充実
意思疎通支援器具の購入助成の充実
- (4) 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、ガイドヘルパーその他障がいのある人の意思疎通を支援し、又は補助する者の養成及び拡充を図る施策
⇒意思疎通を支援し、又は補助する者の養成及び拡充、受験費用の助成
職員向け意思疎通支援研修の開催
- (5) 災害等の緊急時における情報を円滑かつ正確に伝える環境を整備する施策
⇒(3)に想定される事業と合わせて実施
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

（財政上の措置）

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【説明等】

本条は、本条例に基づく施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずる努力義務を定めるものです。

前条第1項の施策を実施するため、予算の措置について、地方自治法第2条第14項にのっとり、最少の経費で最大の効果が得られるよう、事業の内容や効果の見込みを検討し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

〔関連する法令等〕

・地方自治法第2条

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【説明等】

本条は、条例の施行に当たり、必要な事項を定める必要が生じた場合には、市長が別に定めることを規定するものです。